

障害者福祉の概要



防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」

令和5年度 改訂版

防 府 市

福祉都市宣言

地方自治の本旨は住民の社会福祉の向上にあることは、言をまたないところである。

本市は地理的条件に恵まれ、県の中核都市として産業・経済及び文化等に飛躍的な発展を遂げている。

しかし反面、生活水準の向上のかけに発生している各種の障害、高齢化は年々増加の傾向にある現状も決してゆるがせにはできない。

「心のかようきめ細かい福祉」を求める市民の願いを全市民の協力のもとに福祉への多種多様化する需要に対し、時代に即応した福祉施策を強力に推進していかなければならない。

市民はすべてが健康で、文化的な生活を営めるよう市民一人一人があたたかい思いやりのある福祉の心を育て、明るい活力のある福祉都市の建設を決意しここに防府市を「福祉都市」とすることを宣言する。

昭和 58 年 3 月 22 日

防 府 市

障害福祉関係の分掌	4
相談窓口	5
マイナンバーが必要な手続き	8
障害者手帳の交付	
1. 身体障害者手帳	9
2. 療育手帳	11
3. 精神障害者保健福祉手帳	13
医療費の助成	
1. 重度心身障害者医療費助成制度	14
2. 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付	16
3. 難病に対する医療費助成制度（特定医療費）	21
4. 小児慢性特定疾病に対する医療費助成制度	21
5. 原爆被爆者医療の給付	21
手当・年金・共済制度	
1. 特別障害者手当	22
2. 障害児福祉手当	25
3. 特別児童扶養手当	26
4. 防府市福祉年金	30
5. 障害基礎年金	31
6. 特別障害給付金	31
7. 心身障害者扶養共済制度	32
補装具費・日常生活用具費の給付	
1. 補装具費「購入・借受け・修理」の支給	33
2. 日常生活用具費の給付	34
3. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	35
別表 日常生活用具給付等事業対象用具（障害者等）	36
公共料金等の割引・助成制度	
1. 鉄道運賃等の割引	39
2. バス運賃の割引	40
3. 乗船運賃の割引	40
4. 航空運賃の割引	40
5. 有料道路通行料金の割引	41
6. 第2種身体障害児通院時有料道路利用料金の助成	42
7. タクシー運賃の割引	42
8. タクシー利用料金の助成	42
9. 高齢者等バス・タクシー運賃助成券	43
10. NHK放送受信料の減免	43
11. 公共施設等の利用料等の割引制度	44
12. 郵便料の減免等	44
13. 青い鳥郵便葉書の無償配布	44

14. やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	45
15. NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）	46
16. 携帯電話障害者割引	46
17. 緊急告知防災ラジオ無償配布	46

税の減免等

1. 所得税、市・県民税（住民税）	48
2. 自動車税及び環境性能割	49
3. 軽自動車税及び環境性能割	50
4. 個人事業税	51
5. 相続税	51
6. 贈与税	51
7. 税務関係機関	51

障害福祉サービス・障害児通所支援

1. 障害福祉サービス	52
2. 障害児通所支援	56

地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業	58
2. 相談支援事業	58
3. 成年後見制度利用支援事業	58
4. 意思疎通支援事業	59
5. 手話奉仕員養成研修事業	59
6. 日常生活用具等給付事業	59
7. 移動支援事業	59
8. 地域活動支援センター機能強化事業	60
9. 日中一時支援事業	60
10. 訪問入浴サービス事業	61
11. 福祉ホーム事業	61
12. 生活訓練事業	61
13. 社会参加支援事業	62

その他の福祉

1. 公営住宅の入居	63
2. 自動車運転免許取得助成事業	63
3. 身体障害者自動車改造費助成事業	63
4. 身体障害者介助用自動車改造費助成事業	64
5. 在宅心身障害者等紙おむつ給付事業	65
6. 119番通報FAX	65
7. NET119	65
8. 防府市電話・FAX配信サービス	66
9. 携帯型ヒアリングループシステム貸出制度	66
10. 療育相談会	66
11. サポートファイルの配布	67
12. 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）	67

13. 防府市高齢者等緊急通報体制整備事業	67
14. 郵便等による不在者投票制度	68
15. 駐車禁止除外指定車の標章の交付	69
16. 身体障害者補助犬給付事業	69
17. 相談支援事業等（県実施分）	70
18. 意思疎通支援関連（県事業分）	70
19. 生活訓練関連事業（県実施分）	71
20. 障がい児（者）歯科診療事業	71
21. あいサポート運動	72
22. ヘルプマークの配付	72
社会福祉協議会の事業	
1. 有料在宅福祉サービス事業（住民参加型）	73
2. 福祉車両（車いす同乗車）貸出事業	73
3. 車いす・松葉杖・杖貸出事業	73
4. 手話、要約筆記、点字及び音声訳ボランティア育成事業（社会参加促進事業）	73
5. 新規障害者手帳取得者への支援	74
6. 障害者福祉啓発セミナーの開催	74
7. 各種障害者スポーツ大会等の支援	74
8. 生活福祉資金貸付事業	74
9. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	74
10. 障害福祉団体活動の推進	74
11. 精神保健に関する事業の推進	74
防府市障害福祉団体連合会団体長名簿・市内の身体障害者・知的障害者相談員	75
参考. 障害の範囲	76
参考. 身体障害者障害程度等級表	77
参考. 障害者に関するマークについて	80

障害福祉関係の分掌

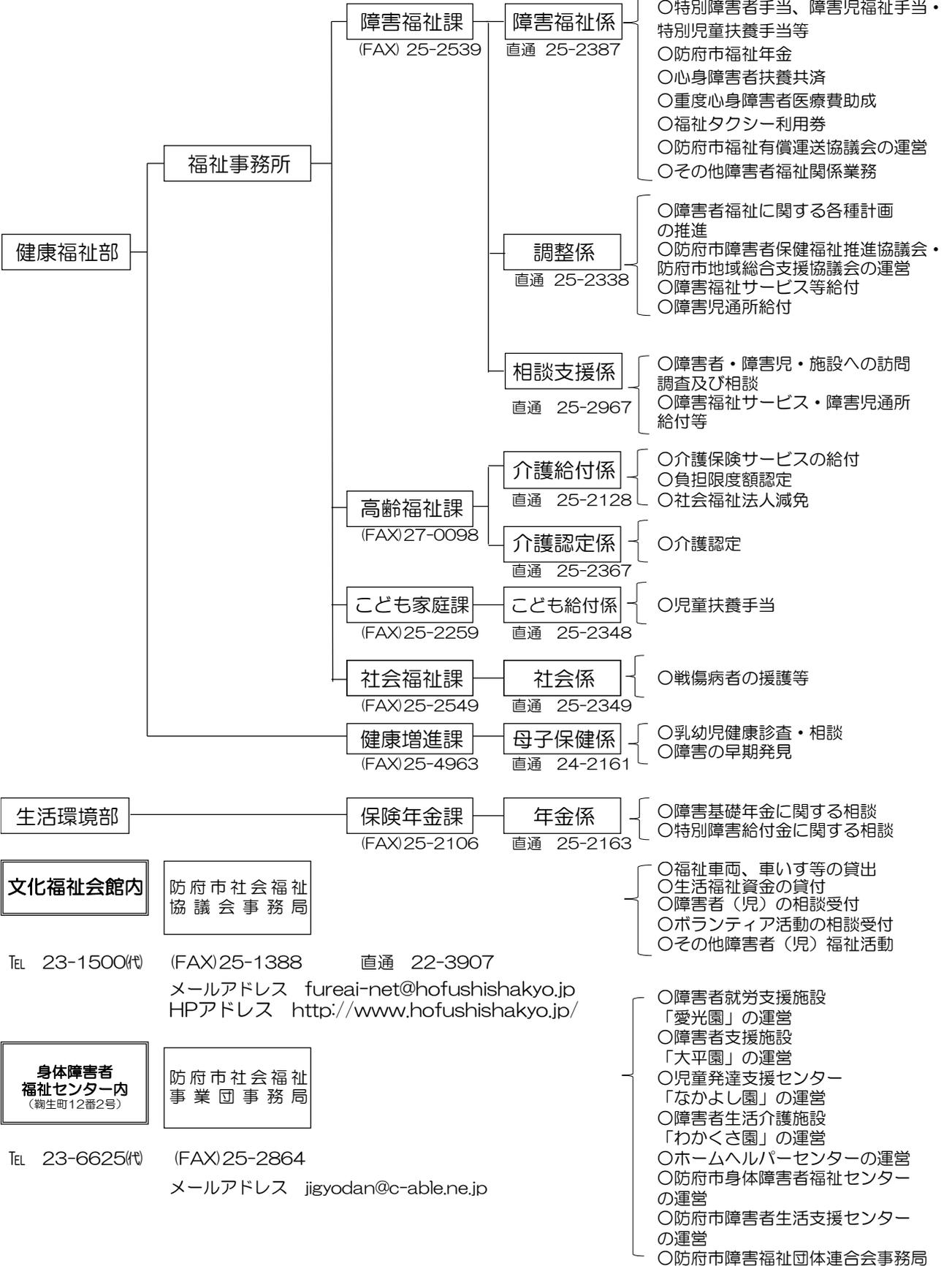
(令和5年7月現在)

防府市役所

TEL 23-2111(代)

HPアドレス

<http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/>



相談窓口

(1) 市福祉事務所・障害福祉課

心身障害者福祉の中心的機関として生活上のいろいろな相談に応じ、また、各専門機関と連携し、各種障害者・障害児福祉制度の窓口となります。また、障害者差別に関する相談についても担当します。

名称	所在地	電話/FAX
防府市・防府市福祉事務所 障害福祉課 (市役所1号館1階5番窓口)	防府市寿町7番1号	電話 25-2387 FAX 25-2539

(2) 相談支援事業所

在宅で生活されている障害のある方の自立・生活をサポートします。様々な相談や情報提供を行い、また、各関係機関と協力して支援を考えます。

名称	所在地	電話/FAX
防府市障害者生活支援センター	防府市鞠生町12番2号 (身体障害者福祉センター内)	電話 38-6200 FAX 25-2864
クローバーセンター	防府市緑町一丁目11番5号	電話 27-3003 FAX 27-3004
ゆめサポート相談所	防府市中央町6番32号 JA第2ビル1階	電話 28-7110 FAX 28-7377

(3) 山口県福祉総合支援センター

子どものことや各種障害、心の健康など福祉に関する様々な相談に対して支援を行います。

名称	所在地	電話/FAX
山口県福祉総合相談支援センター	山口市吉敷下東四丁目17-1	電話 (083) 901-2940 FAX (083) 902-2678
児童相談部(中央児童相談所) 18歳未満の子ども福祉や健全育成の相談支援などを行います。		電話 (083) 902-2189
児童相談部(知的障害者更生相談所) 18歳以上の方の療育手帳の判定や、家族に対する助言や指導などを行います。		電話 (083) 902-2673
身体障害者相談部(山口県身体障害者更生相談所) 身体に障害のある方の専門的な相談に応じるとともに、身体障害者手帳の交付や補装具等の給付について審査・判定を行います。		電話 (083) 902-2670
精神保健福祉部(山口県精神保健福祉センター) こころの健康に関する相談支援などを行います。		電話 (083) 902-2672
山口県発達障害者支援センター 発達障害の方やその家族、関係機関への相談支援、発達支援就労支援などを行います。		電話 (083) 902-2680

(4) 保健センター

妊産婦・乳幼児・成人・高齢者の健康の保持、増進について相談、保健指導、健康診査等を行います。

名称	所在地	電話/FAX
防府市保健センター	防府市鞠生町 12 番 1 号	電話 24-2161 FAX 25-4963

(5) 健康福祉センター

地域における保健衛生の向上を図るために、精神障害、難病、原爆被爆者等の保健衛生についての相談・指導を行います。

名称	所在地	電話/FAX
山口健康福祉センター 防府保健部	防府市駅南町 13 番 40 号 (山口県防府総合庁舎 1 階)	電話 22-3740(代) FAX 22-0962

(6) 障害者就業・生活支援センター

雇用・保健福祉・教育等関係機関との連携を図り、障害者の就業生活に関する相談支援を行います。

名称	所在地	電話/FAX
デパール	山口市下小鯖 2287 番地 1	電話 (083)902-7117 FAX (083)927-6620

(7) 公共職業安定所

障害者の職業紹介について、求人・求職から就職にむけた相談支援まで、一貫したサービスを行います。

名称	所在地	電話/FAX
防府公共職業安定所 (ハローワーク防府)	防府市駅南町 9 番 33 号	電話 22-3855(代) FAX 25-4033

(8) 障害者職業センター

公共職業安定所等の関係機関と密接な連携を図りながら、障害のある方の就職、職場定着、職場復帰に関する職業相談・職業評価、各種支援を行います。

名称	所在地	電話/FAX
山口障害者職業センター	防府市岡村町 3 番 1 号	電話 21-0520(代) FAX 21-0569

(9) 街角の年金相談センター

厚生年金・国民年金等に関する相談や厚生年金の申請受付を行います。

名称	所在地	電話/FAX
街角の年金相談センター防府	防府市戎町一丁目 5 番 1 号 笑顔満開通りルルス防府 2 階	電話 25-7830(代)

(10) 社会福祉協議会

障害者の社会参加促進のため、スポーツ大会やレクリエーションの開催、ボランティアの育成、支援等を行います。

名称	所在地	電話/FAX
防府市社会福祉協議会	防府市緑町一丁目9番2号 (防府市文化福祉会館内)	電話 22-3907 FAX 25-1388

(11) 防府市障害者虐待防止センター

障害者虐待の通報受付や相談等を行います。

名称	所在地	電話
防府市障害者虐待防止センター	防府市寿町7番1号 (市役所障害福祉課内)	電話 25-2121 FAX 25-2539

(12) こころの緊急電話相談

うつ、ひきこもり、アルコール問題、神経症、パニック、不安などの問題について、24時間いつでも精神科医療専門スタッフがご相談に応じています。

名称	所在地	電話
山口県立こころの医療センター 「こころの緊急電話相談」	宇部市東岐波 4004-2	電話 0836-58-4455

(13) 成年後見センター

成年後見に関する相談支援や制度の普及啓発等を行います。

名称	所在地	電話
防府市成年後見センター	防府市緑町一丁目9番2号 (防府市社会福祉協議会内)	電話 28-7768 FAX 25-1388

マイナンバーが必要な手続き

マイナンバーの利用開始に伴い、市障害福祉課で下表の手続きの際は、マイナンバーの記入が必要です。

※ 下表以外の市役所の各種手続きでもマイナンバーが必要な場合があります。

制度名称	手続き内容
身体障害者手帳	申請（新規・再認定・再交付・返還）
療育手帳	申請（新規・再交付）
精神障害者保健福祉手帳	申請（新規・更新・再交付）
特別児童扶養手当・特別障害者手当 障害児福祉手当	認定申請 所得状況の届出
自立支援医療	更生医療・育成医療・精神通院医療の申請 （新規・再認定・変更）
補装具	補装具の支給申請（購入・借受け・修理）
障害福祉サービス	利用申請（新規・更新・変更）

(1) 必要なもの

① 本人が手続きをされる場合（a～cのいずれか）

- a マイナンバーカード
- b マイナンバーが記載された住民票の写し＋本人確認書類
- c 通知カード(令和2年5月25日以降に通知カードの記載事項に変更がないもの)＋本人確認書類（運転免許証、各種障害者手帳など公的機関発行で顔写真つきのもの）

② 代理人が手続きをされる場合

- ・法定代理人を証明するもの（成年後見人の審判書など）及び代理人の本人確認書類＋a～cのいずれか
- ・法定代理人以外の場合は、委任状（様式は自由）及び代理人の本人確認書類＋a～cのいずれか

- a 本人のマイナンバーカード
- b 本人のマイナンバーが記載された住民票の写し
- c 本人の通知カード(令和2年5月25日以降に通知カードの記載事項に変更がないもの)

障害者手帳の交付

1. 身体障害者手帳

(1) 手帳の概要

補装具、自立支援医療（更生医療）の給付、施設への入所等、障害者総合支援法による支援を受ける場合や、税の減免、JR 運賃の割引等、各種制度を利用するためには、身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。等級は障害の程度により 1～6 級に分かれています。

(2) 申請時の添付書類一覧

	申請書の種類	写真	現在の手帳	その他
新規交付	交付申請書	○（2 枚）	—	印鑑、診断書
障害程度の変更 障害内容の変更 障害名の追加	再交付（変更用）	○（2 枚）	○	診断書
破損 写真貼り替え	再交付（紛失、き損用）	○（1 枚）	○	
紛失	再交付（紛失、き損用）	○（1 枚）	—	
住所、氏名変更	居住地、氏名変更届	— ○（1 枚） (再交付希望者のみ)	○	

(3) 障害名と主な傷病名

障害部類	主な傷病名
視覚障害	白内障、緑内障、角膜白斑、眼球ろう、視神経委縮、無眼球、網膜色素変性症、網膜剥離、無水晶体眼、トラコーマ、糖尿病性網膜症、眼球炎、角膜炎、弱視、複視、高度近視、ベーチェット病 など
聴覚機能障害	感音性難聴、伝音性難聴（耳硬化症、偽耳硬化症、外耳道閉鎖症等）、混合性難聴（慢性中耳炎等）
平衡機能障害	抹消迷路性平衡失調、後迷路性平衡失調、外傷性平衡失調、薬物性平衡失調、中枢性平衡失調、脊髄小脳変性症、舞蹈病、メニエル氏病 など
音声・言語・そしゃく機能障害	無喉頭、発声筋麻痺、ろうあ、聴あ、失語症、重症筋無力症、延髄機能障害、嚥下に関係する神経障害により経管栄養を行っている状態、口唇・口蓋裂等の先天性異常により歯科矯正を必要とする状態（※矯正歯科を標榜する歯科医師の意見書を添付） など

障害部類	主な傷病名
肢体不自由	脳出血、脳血栓、脳梗塞、クモ膜下出血、脳軟化症、もやもや病、脳性小児麻痺、脳性麻痺、脊髄損傷、頸髄損傷、筋ジストロフィー、筋委縮性側索硬化症、リウマチ、強皮症、全身性エリテマトーデス、関節症、関節脱臼、関節結核、骨折、骨髄炎、骨形成不全、骨膜炎、人工関節、人工骨頭、骨腫瘍、パーキンソン氏病、ギラン・バレー症候群、後縦靭帯骨化症、多発性硬化症、アペール病、欠損 など
心臓機能障害	心筋梗塞、狭心症、心筋症、洞機能不全、心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、ファロー四徴症、大動脈弁閉鎖不全症、連合弁膜症、僧帽弁閉鎖不全症、心弁膜症、先天性心疾患、ペースメーカー、弁置換、川崎病 など
腎臓機能障害	慢性じん不全、ネフローゼ、じん結核 など
呼吸機能障害	肺結核、肺繊維症、肺気腫、じん肺、呼吸筋の障害 など
ぼうこう・直腸機能障害	尿路変更のストーマの造設、人工肛門のストーマの造設、二分脊椎による排尿機能障害
小腸機能障害	クローン病、腸管バッチェット病、非特異性小腸潰瘍、突発性仮性腸閉塞症 など
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（HIV感染により免疫機能が低下するもの）
肝臓機能障害	認定基準に該当する肝臓疾患（血清総ビリルビン値、血小板数等の数値や調査分類の合計点数等による）

傷病名等は代表的なものであり、これらに限られるものではありません。また上記傷病の場合でも、程度によっては身体障害者手帳の該当にならない場合もあります。詳しくは医師にご相談ください。

(4) 申請窓口

市障害福祉課

2. 療育手帳

(1) 手帳の概要

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、特別児童扶養手当や国税、地方税等の控除・減免など、援助措置を受けやすくするために手帳を交付します。等級は重度（A）、中度及び軽度（B）に分かれています。

(2) 申請時の添付書類

	申請書の種類	写真(1枚)	現在の手帳	その他
新規	交付申請書	○	—	同意書
県外からの転入	交付申請書	○ (山口県手帳への変更を希望する場合)	○	印鑑、同意書、申出書
程度確認再判定	障害程度確認申請書	○ (プラスチックカード製の手帳をお持ちの場合)	○	同意書
再交付（紛失以外）	再交付申請書	○	○	
再交付（紛失）	再交付申請書	○	—	

(3) 知的障害程度の目安

・0歳～6歳幼児

	重度 (知能指数 35 以下)	中度 (知能指数 36～49)	軽度 (知能指数 50～70)
運動	運動機能が極度に劣っており歩行も不十分	運動機能が全般的に劣っている	運動機能がほぼ正常に近い
言語	不完全な単語がいくらか言えるだけで意思の疎通は不可能	言語が幼稚であるため意思の疎通はやや不可能	言語での意思の疎通は可能
身のまわりの処理	絶えず介助や注意が必要	部分的に介助が必要で、時に注意も必要	介助や注意はあまりいらない

・6歳～17歳児童

	重度（同上）	中度（同上）	軽度（同上）
学習	読み、書き、計算はできない 幼稚園程度以下	簡単な読み、書き、計算は、少しできる 小学 1、2 年程度	簡単な読み、書き、計算は、ほぼできる 小学 3 年程度
作業	簡単な手伝いや使いなら できる	ついて指導すれば簡単な 作業ならできる	単純な作業ならできる
言語	言語はやや可能だが意思の疎通は十分ではない	言語は幼稚だが意思の疎通は可能 文通はできない	言語及び簡単な文通なら できる
身のまわりの処理	身のまわりの処理に介助が必要	身のまわりの処理は大 体できる	身のまわりの処理はでき る

・18歳以上成人

	重度 (知能指数 35 以下)	中度 (知能指数 36~49)	軽度 (知能指数 50~70)
知能能力	文字や数の理解はほとんどできない 3、4 歳位の能力	かな文字は読め、簡単な加減はできる 6、7 歳位の能力	ラジオ、新聞等のある程度利用できる 10~12 歳位の能力
職業能力	簡単な手伝いや使いならできる	ついて指導すれば単純な作業ならできる	単純作業はできる 自分の労働で最低生活が可能である
言語	言語はやや可能だが意思の疎通は十分ではない	言語は幼稚だが、疎通は可能 文通はできない	言語及び簡単な文通ならできる
身のまわりの処理	身のまわりの処理に介助が必要	身のまわりの処理は大体できる	身のまわりの処理はできる

※ 知的障害の程度は年齢段階により示しているのので、該当年齢の表により判断してください。

(4) 申請窓口

市障害福祉課

3. 精神障害者保健福祉手帳

(1) 手帳の概要

一定の精神疾患による障害であることを証明する為に交付される障害者手帳です。この手帳を所持していることにより、様々な障害者福祉制度の適用を受けることが可能です。本手帳は交付を受けた人のプライバシー保護の観点から、手帳の表面には『障害者手帳』とのみ表記されています。等級は障害の程度により 1～3 級に分かれています。

(2) 申請時の添付書類一覧

	申請書の種類	写真	現在の手帳	その他
新規交付、更新、等級変更	申請書 同意書（障害年金証書等を添付する場合のみ）	○（1 枚） *1	—	診断書、障害年金証書等*2
破損	記載事項変更届・再発行申請書	○（1 枚） *1	○	
紛失	記載事項変更届・再発行申請書	○（1 枚） *1	—	
住所変更 氏名変更 *3	記載事項変更届・再発行申請書	—	○	

*1 写真がなくても手帳の発行は可能です。

*2 診断書、障害年金証書・振込み通知書又は特別障害給付金証書のいずれかが必要です。

*3 県外からの住所変更は手続きが異なりますので、窓口で確認してください。

(3) 対象者

一定の精神疾患を有する人で、その精神疾患のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象です。（原則として、精神障害と診断されてから 6 か月以上経過した人。）

※ 知的障害を除きますが、発達障害の場合は交付される場合があります。

(4) 障害者手帳の等級

障害者手帳の等級は程度により、1～3 級に分かれます。

1 級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2 級：精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3 級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(5) 更新について

原則として、有効期限は手帳の交付年月日より 2 年後の月末までとなっており、有効期限の 3 か月前から更新申請が可能です。更新については個別に連絡等は行っていませんので、期限切れにご注意ください。

もし、手帳の期限が切れてしまった後でも、再認定（更新）手続は可能です。期限切れ後の再認定（更新）申請については、期限切れの日に遡り更新する方法（福祉サービスについては遡り不可のもの有）と、申請日から改めて適用をする（効力が発生する）方法があります。

(6) 申請窓口

市障害福祉課

医療費の助成

1. 重度心身障害者医療費助成制度（ ㊦カクフク）

重度心身障害者の疾病に対する医療に要する経費のうち、医療保険の自己負担額を助成します。ただし、文書料、おむつ代、入院時部屋代、食事代等、助成対象外になるものがあります。

(1) 対象者

- ① 身体障害者手帳の1～3級の交付を受けている人
- ② 療育手帳の重度（A）の判定を受けている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている人
- ④ 障害を理由とする年金の1級を受けている人
- ⑤ 特別児童扶養手当の1級を受けている人 等

(2) 申請に必要なもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 被保険者証

国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、社会保険証、共済組合員証、その他各被保険者証

③ 受給資格が確認できるもの

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書等

(3) 申請窓口

市障害福祉課

(4) 対象除外者

- ① 生活保護を受給している人
- ② 所得制限額を超える所得がある人

(5) 所得制限額

扶養親族等の人数	制限額（円）
0	1,695,000
1	2,075,000
2	2,455,000
3	2,835,000
4	3,215,000
5	3,595,000

- 以下、扶養親族等の数が増えるごとに
制限額+380,000円
- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(70歳以上)がいる場合は、
制限額+100,000円×(その人数)
- 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)又は控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)がいる場合は、
制限額+250,000円×(その人数)

※ 扶養親族等：所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族

(6) 更新申請

受給期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までです。更新申請の手続は、毎年5月中旬頃に申請書を送付しています。

ただし、下記の要件に該当する人は、更新申請は不要です。(自動更新)

◆ 自動更新対象要件

下記すべてに該当する人が自動更新対象者となります。

- ① 以下のいずれかを受けている、または同程度の障害があることが本市において確認できる人
 - ・身体障害者手帳の1～3級の交付を受けている人
 - ・療育手帳の重度(A)の判定を受けている人
 - ・障害を理由とする年金の1級の永久認定を受けている人
- ② 本市において、所得要件等が確認できる人
- ③ 受給開始日(7月1日)時点において65歳以上の人、または65歳未満で長期入院していない人
- ④ 身体障害者手帳の再認定期限及び療育手帳の再判定期限を1年以上経過していない人

◆ 次に該当する人は、65歳より後期高齢者医療への加入が可能となりますので、市保険年金課で保険料等についてご相談のうえ希望される場合は加入手続きをしてください(波線は福該当者)。

- ① 国民年金法による障害基礎年金等が、1級、2級の人
- ② 身体障害者手帳所持者のうち
 - ・1～3級の交付を受けている人
 - ・音声又は言語機能障害の4級の交付を受けている人
 - ・身体障害者等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定される)下肢障害の4級で以下のいずれかに該当する人
 - 1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - 3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)
 - 4号(1下肢の機能の著しい障害)
- ③ 療育手帳の重度(A)の判定を受けている人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級・2級の交付を受けている人

2. 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付

心身障害者が更生のために必要とする医療（その部分を除去・軽減して職業能力を増進すること、または日常生活を容易にすること等を目的とした医療）の助成を行います。

（1）更生医療の給付

① 給付対象者

18歳以上の身体障害者手帳を所持する人で、確実な治療の効果が期待できるもの。

※ 更生医療の適用を受けるためには、更生医療を受ける部位の障害について身体障害者手帳の認定を受けていることが条件となります。更生医療申請時に、その治療を行う部分について認定を受けていない場合は、手帳の申請と同時に行います。

② 更生医療の対象となる医療の範囲（例）

障害の種類	治療内容の例
視覚障害	白内障による水晶体摘出術＋人工レンズ埋込術
聴覚障害	感音性難聴による人工内耳埋込術
音声機能 言語機能障害	蓋裂等による口唇形成術、口蓋形成術、外傷性構音障害による形成術
そしゃく機能障害	唇顎口蓋裂の後遺症による歯科矯正治療
肢体不自由	変形性関節症による人工関節置換術、人工骨頭置換術、義肢装着の為の断端形成術、断端延長術
心臓機能障害	心臓弁膜症による弁形成術、弁置換術、弁移植術、心筋梗塞、狭心症による大動脈冠動脈バイパス術、洞不全症候群によるペースメーカー植込み術
腎臓機能障害	慢性腎不全による人工透析（血液透析、腹膜透析）、慢性腎不全による腎移植術、移植術後の免疫抑制療法
小腸機能障害	小腸機能全廃による中心静脈栄養法及びそれに伴う医療
肝臓機能障害	肝臓移植術、移植術後の免疫抑制療法
免疫機能障害	HIV感染による抗HIV療法、免疫調整療法

③ 申請窓口

市障害福祉課

(2) 育成医療の給付

① 給付対象者

- 18歳未満の身体上の障害を有する児童で、確実な治療の効果が期待できるもの
- 18歳未満で現在ある障害若しくは疾患に係る医療を行わないときは、将来において相当の障害を残すと認められる児童で、確実な治療の効果が期待できるもの

② 育成医療の対象となる医療の範囲（例）

障害の種類	治療内容の例
肢体不自由	手術、理学療法（リハビリテーション、マッサージ）、装具療法
視覚障害	手術、未熟児網膜症による光凝固治療、装具療法（小児の弱視、斜視 先天白内障術後の屈折矯正治療用として用いる健康保険証適用のもの に限る）
聴覚・平衡機能障害	手術
音声・言語・そしゃく機能障害	手術、唇顎口蓋裂等に起因する歯科矯正、部分無歯症等に起因する義 歯治療、口腔咽喉等の器質的疾患（唇顎口蓋裂等を含む）に対する言 語療法
心臓障害	手術、抗免疫療法
腎臓障害	透析療法（腹膜灌流（CPD）を含む）、腎移植術、抗免疫療法
小腸障害	手術、中心静脈栄養法（IVH）
肝臓障害	肝移植術、抗免疫療法
その他の内臓障害	手術、排便訓練・ストーマ（人工肛門）ケア（鎖肛・巨大結腸症に起 因するものに限る）
免疫機能障害	HIV感染に対する医療

③ 申請窓口

市障害福祉課

(3) 精神通院医療の給付

① 給付対象者

精神疾患（てんかんを含む。）があり、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の人

② 精神通院の対象となる医療の範囲（例）

障害の種類	疾患の例
病状性を含む器質性精神障害	アルツハイマー型認知症、器質性精神障害等
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	アルコール依存症、覚醒剤後遺症
統合失調症 統合失調症型障害及び妄想性障害	統合失調症、妄想性障害 等
気分障害	躁うつ病、気分変調症 等
てんかん	てんかん、外傷性てんかん 等
神経症性障害 ストレス関連障害及び身体表現性障害	適応障害、パニック障害
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	摂食障害 等
成人の人格及び行動の障害	情緒不安定人格障害、妄想性人格障害 等
精神遅滞	知的障害、精神遅滞 等
心理的発達の障害	広汎性発達障害、小児自閉症 等
小児期及び青年期に発症する行動及び情緒の障害	注意欠陥性多動性障害 等

③ 申請窓口

市障害福祉課

(4) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付内容

原則として、医療費の1割が自己負担です（9割は医療保険制度や自立支援医療制度から支出されます）。ただし、世帯の所得水準に応じて1か月あたりの負担について上限額が設定されています。また、入院時の食事代については原則自己負担（給付対象外）です。上限額の詳しい基準等につきましては、窓口で確認してください。

※「特定疾病療養受療証」等、他の公費負担制度の対象となる人は、それぞれの制度についても申請が必要となります。

※ 県が指定した「指定自立支援医療機関」での治療、受診、調剤等でなければ自立支援医療の対象となりません。

※ 認定される指定医療機関（病院・薬局・訪問看護ステーション）は、原則として1人につきそれぞれ1機関ずつですが、医療機関等について、やむをえない事情がある場合のみ特別に追加認定されることもあります（例：現在受診している病院にない設備等を他の病院で利用することになった場合）。

(5) 申請に必要な書類等

	自立支援医療 （更生医療）	自立支援医療 （精神通院）	自立支援医療 （育成医療）	その他持参物
新規申請	①自立支援医療費支給認定申請書 ②更生医療意見書	①自立支援医療費支給認定申請書 ②診断書（精神通院用）	①自立支援医療費支給認定申請書 ②育成医療意見書	<ul style="list-style-type: none"> 受給者の被保険者証 障害者手帳 お持ちの自立支援受給者証 マイナンバーカード、または通知カード(令和2年5月25日以降に通知カードの記載事項に変更がないもの) ※身体障害者手帳と同時申請の場合、身体障害者診断書・意見書が必要です。
再認定	①自立支援医療費支給認定申請書 ②更生医療意見書	①自立支援医療費支給認定申請書 ②診断書（精神通院用、奇数回の再認定時のみ必要）	①自立支援医療費支給認定申請書 ②育成医療意見書	
変更 (医療機関、薬局、訪問介護ステーション)	自立支援医療費支給認定申請書			
変更 (氏名、住所、保険)	記載事項変更届*1			
紛失・き損 ※精神通院のみ	—	再交付申請書	—	

*1 保険変更により所得区分が変更となる場合、自立支援医療費支給認定申請書での申請となります。

(6) 所得区分について

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生保	低 1	低 2	中間 1	中間 2	一定以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			医療保険の自己負担限度額		
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	重度かつ継続
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

①自立支援医療を受診する人が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。

- 受けている：区分表「生保」に該当
- 受けていない：②へ

②自立支援医療を受診する人が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。

- 課税されていない：③へ ※市町村民税非課税証明書が必要な場合があります
- 課税されている：④へ ※市町村民税の課税額が分かる証明書が必要な場合があります

③自立支援医療を受診する人の収入が 80万円以下 ですか。（自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ 80万円以下 ですか。）

- 80万円以下：区分表「低 1」に該当
- 80万円を超える：区分表「低 2」に該当

④自立支援医療を受診する人が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料を納付している人が納めている市町村民税額（所得割）は、以下のどの金額に該当しますか。

- 3万3千円未満：区分表「中間 1」に該当
- 23万5千円未満：区分表「中間 2」に該当
- 23万5千円以上：区分表「一定以上」に該当

⑤「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。

- 該当する：「重度かつ継続」に「該当」
- 該当しない：「重度かつ継続」に「非該当」

※「重度かつ継続」の対象範囲

- 精神通院医療…統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された人
- 育成医療・更生医療…腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
- 医療保険の高額療養費で多数該当の人

3. 難病に対する医療費助成制度（特定医療費）

法律に基づき指定された指定医療機関において、指定難病に係る以下の医療給付を受けた場合、医療費の助成対象となります。詳細は山口健康福祉センター防府保健部にお問合せください。

- ・医療保険又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療給付
- ・介護保険法による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導

(1) 申請窓口

山口健康福祉センター防府保健部

4. 小児慢性特定疾病に対する医療費助成制度

法律に基づき指定された指定医療機関において、対象となった小児慢性特定疾病及び当該疾病に付随する傷病に対する保険診療を受けた場合、医療費の助成対象となります。詳細は山口健康福祉センター防府保健部にお問合せください。

(1) 申請窓口

山口健康福祉センター防府保健部

5. 原爆被爆者医療の給付

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者の健康上の特別の状態を鑑み、被爆者に対し、健康診断及び医療の給付を行い、その健康の保持及び向上を図ります。また、各種手当や介護保険サービスの利用者負担助成を行います。詳細は山口健康福祉センター防府保健部にお問合せください。

(1) 申請窓口

山口健康福祉センター防府保健部

手当・年金・共済制度

1. 特別障害者手当（20歳以上対象）

（1）該当要件（下記のすべてを満たす人）

- ① 障害者総合支援法における障害者支援施設その他これに類する施設に入所していないこと
- ② 病院又は診療所に継続して3か月以上入院していないこと
- ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の所得が所得制限（資料3参照）以内であること
- ④ 障害程度が次のいずれかひとつに該当すること
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下、政令）別表第2に定める障害が重複している（2つ以上ある）こと… 資料1参照
 - 政令別表第2に定める障害のいずれか1つを有し、かつ、資料2の障害が重複している（3つ以上ある）こと… 資料1・2参照
 - 政令別表第2第3～5号までのいずれかの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表（表1参照）が10点以上であること
 - 障害児福祉手当の個別基準（P.25参照）の「内部疾患」又は「その他の疾患」（内部障害又はその他の疾患）に該当する障害を有し、かつ、絶対安静に該当する状態であること
 - 障害児福祉手当の個別基準の「精神障害」に該当する障害を有し、かつ、日常生活能力判定表（表2参照）の各動作及び行動に該当する点の合計が14点以上であること

（2）支給額等

- ① 月額
市障害福祉課にお問い合わせください。
- ② 支給月
年4回（2月、5月、8月、11月）、それぞれ前月分までを支給します。
- ③ 支給方法
登録口座へ振り込み

（3）申請窓口

市障害福祉課

○ 資料 1

政令別表第 2 に定める障害

※ 障害年金 1 級程度の障害

1 号	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2 号	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3 号	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢のすべての指を欠くもの又は両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものを含む）
4 号	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5 号	体幹の機能の障害により座っていることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度のもの
6 号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7 号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○ 資料 2

※ 障害年金 2 級程度の障害

1 号	両眼の視力の和が 0.07 以下のもの又は 1 眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下
2 号	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3 号	平衡機能に著しい障害を有するもの
4 号	そしゃく機能を失ったもの
5 号	音声又は言語機能を失ったもの
6 号	両上肢の親指と人さし指の機能を全廃したもの（両上肢の親指と人さし指を欠くものを含む）
7 号	1 上肢に著しい障害を有するもの（1 上肢のすべての指を欠くもの又は 1 上肢のすべての指の機能を全廃したものを含む）
8 号	1 下肢の機能を全廃したもの（1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くものを含む）
9 号	体幹の機能に歩くことが出来ない程度の障害を有するもの
10 号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を要する病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11 号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○ 表 1
日常生活動作評価表（ひとりで出来るかどうか）

動作	0点	1点	2点
1.タオルを絞る(水をきれ程度)	出来る	うまく出来ない	全く出来ない
2.とじひもをむすぶ	5秒以内に出来る	10秒以内に出来る	10秒では出来ない
3.かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内に出来る	1分以内に出来る	1分では出来ない
4.ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内に出来る	1分以内に出来る	1分では出来ない
5.座る(正座・横座り・あぐら・脚投げ出しの姿勢を持続する)	出来る	うまく出来ない	全く出来ない
6.立ち上がる	出来る	うまく出来ない	全く出来ない
7.片足で立つ	出来る	うまく出来ない	全く出来ない
8.階段の昇降	出来る	うまく出来ない	全く出来ない

※ なお、半身障害については、原則点数が2分の1になります。

○ 表 2
日常生活能力判定表

動作	0点	1点	2点
1.食事	出来る	介助があれば出来る	出来ない
2.用便(月経)の始末	出来る	介助があれば出来る	出来ない
3.衣服の着脱	出来る	介助があれば出来る	出来ない
4.簡単な買い物	出来る	介助があれば出来る	出来ない
5.家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6.家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7.刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8.戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることが出来る	不十分ながら守ることが出来る	守ることが出来ない

○ 資料 3
特別障害者手当、障害児福祉手当所得制限基準額表

扶養親族の人数	本人所得制限(円)	配偶者・扶養義務者所得制限(円)
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000

1. 本人の場合
 - ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円加算
 - ② 特定扶養親族1人につき25万円加算
 - ③ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円加算
2. 配偶者及び扶養義務者の場合
老人扶養親族(老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた人数)1人につき6万円加算

2. 障害児福祉手当（20歳未満対象）

（1）該当要件（下記のすべてを満たす人）

- ① 施設、療養所などに入所していないもの
- ② 本人又は扶養義務者の所得が所得制限（資料3参照）以内であること
- ③ 障害程度が次のいずれかに該当すること
 - 視覚障害
 - ・両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
 - ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼の視野が2分の1以上欠損しているため日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
 - 聴覚障害
 - ・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもので、高度難聴用の補聴器を用いても全く音声を識別できない程度のもの
 - 肢体不自由
 - ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ・両上肢の全ての指を欠くもの
 - ・両下肢の機能を全廃したもの
 - ・両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
 - ・体幹の機能に座っていることが出来ない程度の障害を有するもの
 - 内部障害
 - ・心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害
 - ・肝臓疾患（自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される状態にあるもの）
 - ・血液疾患（同上）
 - その他の疾患
 - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの
 - 精神障害
 - ・精神の障害については、日常生活において常時介護を必要とする程度以上
 - ・知的障害の程度については、年齢階層別の障害の程度が最重度とされる知能指数が、おおむね20以下に相当するもの
 - 障害の重複
 - 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの（療育手帳Aで身体障害者手帳2級など）

（2）支給額等

- ① 月額 市障害福祉課へお問い合わせください。
- ② 支給月 年4回（2月、5月、8月、11月）、それぞれ前月分までを支給します。
- ③ 支給方法 登録口座へ振り込み

（3）申請窓口

市障害福祉課

3. 特別児童扶養手当（20歳未満対象）

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を養育している人に対して、福祉の増進を図るために手当が支給されます。

(1) 該当要件

特別児童扶養手当支給対象表（政令別表3、資料5参照）により、県の審査があります。また、次のいずれかに該当する場合は支給が制限されます。

① 児童が次のいずれかに該当するとき

- ・ 日本国内に住所を有しないとき
- ・ 障害を支給事由とする年金給付を受けることができるとき
- ・ 児童福祉施設等に入所しているとき（母子入園を除く）

② 受給者（父母又は養育者）が日本国内に住所を有しないとき

③ 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者（民法第877条第1項の者）の前年の所得が所得制限限度額表（資料4参照）に示す額以上であるとき

※ ③はその年の8月から翌年の7月までを支給しません。

(2) 支給額等

① 月額

市障害福祉課にお問い合わせください。

② 支給期月

年3回（4月、8月、12月）それぞれ前月分までを支給します。

※ 12月期分(8～11月分)については11月に支給します。

③ 支給方法

受給者名義の口座へ振り込み

(3) 申請窓口

市障害福祉課

○資料 4

特別児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族の人数	受給者（円）	配偶者・扶養義務者（円）
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
以後1人増につき	380,000を加算	213,000を加算
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合1人につき10万円を加算 ・特定扶養親族がある場合1人につき25万円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人扶養親族がある場合1人につき6万円を加算（ただし、老人扶養のみのときは、1人を除いた1人につき6万円を加算）

所得控除の種類と控除

控除の種類	本人控除額（円）	配偶者・扶養義務者控除額（円）
雑損控除	相当額	相当額
医療費控除	相当額	相当額
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除	相当額	相当額
社会保険料控除	80,000	80,000
障害者控除	270,000	270,000
特別障害者控除	400,000	400,000
寡婦控除	270,000	270,000
ひとり親控除	350,000	350,000
勤労学生控除	270,000	270,000
給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合の控除	100,000	100,000

○ 資料 5

特別児童扶養手当支給対象表（政令別表 3）

1 級

1	両眼の視力の和が 0.03 以下のもの 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級

1	両眼の視力の和が 0.07 以下のもの 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢の親指及び人さし指又は中指を欠くもの
7	両上肢の親指及び人さし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1 上肢の全ての指を欠くもの
10	1 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
〈備考〉視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

4. 防府市福祉年金

(1) 対象者

- ・身体障害者手帳 1～4 級
- ・療育手帳 A・B（中度）

(2) 対象除外者

- ・20 歳以上で公的年金を受給している人
（厚生年金、国民年金等各法の老齢年金、遺族年金、障害年金等各種年金）
- ・生活保護を受給している人
- ・前年の所得額が所得制限限度額（下記参照）を超えている人

(3) 申請窓口

市障害福祉課

(4) 支給額等（年齢、障害等級によって異なります）

① 支給額

○ 20 歳未満

- | | | |
|------------------|---|-------------|
| ・身体障害者手帳 1 級、2 級 | } | 年額 40,000 円 |
| ・療育手帳 A | | |
| ・身体障害者手帳 3 級、4 級 | } | 年額 30,000 円 |
| ・療育手帳 B（中度） | | |

○ 20 歳以上

- | | | |
|------------------|---|-------------|
| ・身体障害者手帳 1 級、2 級 | } | 年額 30,000 円 |
| ・療育手帳 A | | |
| ・身体障害者手帳 3 級、4 級 | } | 年額 20,000 円 |
| ・療育手帳 B（中度） | | |

② 支給月 年 1 回 毎年 7 月（新規等不定期なものは原則申請の翌々月）

③ 支給方法 登録口座に振り込み

(5) 所得制限限度額

扶養親族等の人数	限度額（円）
0 人	4,721,000
1 人	5,101,000
2 人	5,481,000
3 人	5,861,000
4 人	6,241,000

- ・老人控除対象配偶者又は老人扶養親族（70 歳以上）がいる場合は、
制限額 + 100,000 円 ×（その人数）
- ・特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）または控除対象扶養親族（16 歳以上 19 歳未満）
がいる場合は、
制限額 + 250,000 円 ×（その人数）

5. 障害基礎年金（国民年金法、厚生年金法等）

（1）受給要件

以下の①被保険者等要件、②障害の要件、③保険料納付要件のすべてに該当する方が受給できます。

① 被保険者等要件

障害の原因となった病気やけがの初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間（老齢年金の繰上げ支給を受けていないこと）

② 障害の要件

障害の状態が、障害認定日（※1）または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級又は2級に該当していること

※1 障害の原因となった病気やけがの初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日

③ 保険料納付要件

次のいずれかに該当すること

- ・初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること
- ・初診日が令和8年3月末日までにあるときは、初診日において65歳未満であり、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

（2）申請窓口

市保険年金課等

6. 特別障害給付金

（1）受給要件

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された方に限られます。

（2）申請窓口

市保険年金課等

7. 心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者に万一のことがあつた場合、残された障害者に生涯一定額の年金を支給して生活の安定を図るとともに、保護者の不安を少しでも軽減するための制度です。障害者の保護者がこの制度に加入し、毎月掛金を県に納めると、加入した保護者（以下「加入者」という。）に万一のことがあつた場合、残された障害者に対して県が1口につき月々2万円の年金を一生涯支払います。また、加入者より障害者が先に死亡した場合（要1年以上加入）、請求に基づいて一時金として加入期間に応じた弔慰金を支払います。

(1) 加入要件

① 加入者の要件

障害者の保護者で加入のときに次のすべての要件に該当する人

- ・ 山口県内に住んでいる人
- ・ 65歳未満の方（基準日：毎年4月1日）
- ・ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態の人
- ・ 障害者1人に対して加入できる保護者は1人

※ この場合の保護者とは、現に障害者を扶養している配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族を指します。

※ 1人2口まで加入可能です。

② 障害者（児）の要件

以下のいずれかに該当する人で、将来独立自活することが困難と思われる人

- ・ 知的障害
- ・ 身体障害手帳の等級が1級～3級の身体障害
- ・ 上記と同程度の障害と認められるような精神又は身体の永続的な障害（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

(2) 掛金の額

加入者の加入時の年齢によって次のように区分されます。

年齢	掛金月額（1口）（円）
35才未満	9,300
35～39歳	11,400
40～44歳	14,300
45～49歳	17,300
50～54歳	18,800
55～59歳	20,700
60～64歳	23,300

(3) 掛金の減免等

次の場合は、1口目の掛金が免除もしくは減額されます。

- ① 生活保護を受給している場合 全額免除
- ② 市町村民税が非課税の場合 掛金の半額免除

※ 加入者が65歳に達し、かつ継続して25年以上加入した場合は掛金は全額免除となります。

※ 掛金を支払われている加入者については、毎年度、年に2回、市からその年度の納入済額の半額補助があります。（1口目のみ）

(4) 申請窓口

市障害福祉課

補装具費・日常生活用具費の給付

1. 補装具費「購入・借受け・修理」の支給

身体障害者の失われた身体機能を補い、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具（補装具）の購入費、借受け費又は修理費を支給します。（原則、自己負担は1割。ただし、所得による負担上限があります。）

購入・借受け・修理前に必ず申請が必要になります。

(1) 対象者

- ① 障害者等（障害者および障害児）：身体障害者手帳の所持者（同時に手帳申請可）
- ② 難病患者等（難病患者および難病児童）

(2) 申請窓口

市障害福祉課

(3) 申請手順

- ① 補装具費（購入・借受け・修理）の支給を希望する障害者等、難病患者等及びその家族は、所定の申請書（必要に応じて医師の意見書等）を提出してください。また、補装具の購入・借受け・修理を依頼する業者を決め、見積書を市に提出するように依頼してください。
- ② 市は、申請書及び見積書の内容を審査した上で支給決定をし、申請者に補装具費支給券を送付します。
- ③ 申請者と業者は、市の支給決定を受けて契約をし、業者は補装具の発注・作成、又は修理をします。
- ④ 申請者は、給付券に署名・押印をし、自己負担金と共に業者に提出します。業者は、それらと引き換えに補装具を引き渡します。

(4) 補装具の種類

対象障害	補装具の種類
肢体不自由	義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子（電動含む）、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（修理のみ）
身体障害児	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
難病患者等	車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴、その他の補装具も対象

※ 補装具によって障害や難病等の種別、程度など支給要件が変わりますので、市・医師・業者等に確認してください。

※ 給付には補装具の支給要件である障害や難病等の種別・程度を満たしている必要があります。

2. 日常生活用具費の給付

障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者等（障害者および障害児）、難病患者等（難病患者および難病児童）につき、必要に応じ日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）を給付します。（自己負担は1割（ただし、世帯所得による負担上限あり、下記「自己負担区分表」参照。）なお、修理に対する給付はありません。

購入前に必ず申請が必要になります。

(1) 対象者

① 障害者等（障害者および障害児）：身体障害者手帳の所持者

② 難病患者等（難病患者および難病児童）

※ 障害によって給付対象用具が異なります（別表 P.36-38 参照）。

(2) 申請窓口

市障害福祉課

(3) 申請手順

① 日常生活用具の支給を希望する障害者等、難病患者等及びその家族は、所定の申請書（必要に応じて医師の意見書等）を提出してください。また、日常生活用具を購入する業者を決め、見積書を市に提出するように依頼してください。

② 市は、申請書及び見積書の内容を審査した上で支給決定をし、申請者に日常生活用具給付券を送付します。

③ 申請者は、給付券に署名・押印をし、自己負担金と共に業者に提出します。業者は、それらと引き換えに日常生活用具を引き渡します。

(4) 日常生活用具の種類

※ 別表（P.36-38 参照）

(5) 自己負担区分表

世帯区分	世帯の収入状況	負担上限月額（円）
生活保護	生活保護受給世帯	0
低所得	市民税非課税世帯	0
一般	市民税課税世帯	37,200

※ ただし、障害者等、難病患者等の本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には補装具・日常生活用具の給付対象外とします。

※ 補装具・日常生活用具には補助基準額が設定されており、当該基準額を超える額については、自己負担となります。

3. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

補聴器の早期装用を促し、聴力向上、言語発達支援、周囲とのコミュニケーション障害及びそれに伴う情緒障害の改善を図るため、身体障害者手帳所持者を対象とする補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器購入（修理）費用の助成を行っています。

(1) 助成対象者

以下の要件をすべて満たす人です。

- ① 防府市内に住所を有している 18 歳未満の人
- ② 両耳の聴力レベルが 30dB 以上 70dB 未満で身体障害者手帳の交付対象とならない人
※ 医師が必要と認める場合は、30dB 未満も対象となります。
- ③ 市民税所得割額が 46 万円以上の人がない世帯に属する人

(2) 申請窓口

市障害福祉課

(3) 助成対象費用

- ① 補聴器購入費用
- ② 補聴器の耐用年数 5 年経過後に補聴器を再購入する費用
- ③ 補聴器の修理に要する費用

(4) 申請方法

申請書、医師意見書（※）、補聴器見積書を提出してください。

※ 意見書は防府市内であれば、山口県立総合医療センター（電話 22-4411）、ひよしクリニック（電話 27-3387）、光山医院（電話 22-1361）で作成することができます。市外医療機関等については、市障害福祉課にお問合せください。

(別表) 日常生活用具給付等事業対象用具(障害者等)

種目		対象者	耐用年数	補助基準額(円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	2級以上の下肢又は体幹機能障害 ※特殊マットについては、重度知的障害児(者)・精神障害児(者)も対象	8年	154,000
	特殊マット		5年	19,600
	特殊尿器		5年	67,000
	入浴担架		5年	82,400
	体位変換器		5年	15,000
	移動用リフト		4年	159,000
	訓練イス(児のみ)		5年	33,100
	訓練用ベッド(児のみ)		8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	8年	90,000
	便器	2級以上の下肢又は体幹機能障害	8年	4,450 手すり付の場合 5,400
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	3年	木材 2,200 軽金属 3,000
	移動・移乗支援用具		8年	60,000
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度知的障害児(者)・精神障害者	3年	12,160
	特殊便器	2級以上の上肢障害	8年	151,200
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な重度障害者のみの世帯	8年	15,500
	自動消火器 ※一世帯2個まで		8年	28,700
	電磁調理器	2級以上の視覚障害(視覚障害のみの世帯)	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	2級以上の視覚障害	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	2級以上の聴覚障害	10年	87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害でCAPD利用者	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	3級以上の呼吸器機能障害又はそれと同程度	5年	36,000
	電気式たん吸引器		5年	56,400
	ネブライザー・電気式たん吸引器両用型		5年	92,400
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	10年	17,000
	人工呼吸器用自家用発電機、外部バッテリー、又は蓄電池(いずれか1品目)	人工呼吸器の装着が必要な障害者等	5年	100,000
	盲人体温計(音声式)	2級以上の視覚障害(視覚障害のみの世帯)	5年	9,000
	盲人用体重計		5年	18,000
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	3級以上の呼吸器機能障害、心臓機能障害又はそれと同程度	5年	157,500

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者	5年	98,800
	情報・通信支援用具(PC周辺機器等)	2級以上の上肢機能障害又は視覚障害	5年	100,000
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	6年	383,500
	点字器 標準型 A 32マス18行、両面書所真鍮板製 B 32マス19行、両面書プラスチック製 携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	2級以上の視覚障害 (ただし、点字器と視覚障害者用拡大読書器は級を問わない。)	標準型 7年 携帯用 5年	標準型 A 10,400 B 6,600 携帯用 A 7,200 B 1,650
	点字タイプライター		5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		6年	録音再生機 89,800 再生専用機 36,750
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		6年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器		8年	198,000
	盲人用時計		10年	触読時計 10,300 音声時計 13,300
	聴覚障害者用通信装置		5年	71,000 FAX 30,000
	聴覚障害者用情報受信装置		6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000 電動式 70,100
	視覚障害者用情報受信装置	2級以上の視覚障害 (原則学齢児以上)	6年	29,000
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害	-	1,030,000
	点字図書		-	-
排泄管理支援用具	ストーマ装具 蓄便袋 蓄尿袋 洗腸装具	ストーマ造設者、高度の排便機能障害者、排尿機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意志表示困難者	2ヶ月	蓄便袋 17,716 蓄尿袋 23,278
			6ヶ月	洗腸装具 35,432
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)		2ヶ月	24,000
	収尿器 男性用 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 B 簡易型		1年	男性用 A 7,700 B 5,700 女性用 A 8,500 B 5,900
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	3級以上の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変	-	200,000

※種目の性能及び対象者の等級等範囲については、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の「重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱」及び「重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱」、「平成 18 年 3 月 27 日身体障害者福祉法厚生労働省告示第 153 号」及び「児童福祉法厚生労働省告示 154 号」に準じます。要綱に定められていないものは、別に定めています。

日常生活用具給付等事業対象用具（難病患者等）

種目	対象者	耐用年数	補助基準額（円）
便器	常時介護を要する者	8 年	4,450 手すり付の場合 5,400
特殊マット	寝たきりの状態にある者	5 年	19,600
特殊寝台		8 年	154,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	5 年	19,600
体位変換器	寝たきりの状態にある者	5 年	15,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	8 年	90,000
移動・移乗支援用具 （手すり、スロープ等）	下肢が不自由な者	8 年	60,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	5 年	56,400
ネブライザー		5 年	36,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	4 年	159,000
居宅生活動作補助用具		-	200,000
特殊便器	上肢機能に障害のある者	8 年	151,200
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	8 年	159,200
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	8 年	28,700
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	5 年	157,500

※種目の性能及び対象者の範囲については、平成 23 年 3 月 25 日厚生労働省健康局長通知（健発 325 第 4 号）の「難病特別対策推進事業実施要綱」に準じます。

公共料金等の割引・助成制度

1. 鉄道運賃等の割引

(JR等各鉄道会社)

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障害者は、次の条件を満たして利用する場合、運賃および普通急行料金が割引(5割引)になります。

(1) JRグループの運賃割引

① 割引条件

- 身体障害者手帳または療育手帳(いずれも旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの)の交付を受けている方が対象です。
- 割引乗車券類の購入時には手帳を持参してください。
- 手帳をお持ちの方が乳幼児の場合、同伴の介護者は割引乗車券類をご購入いただけます。
- 手帳をお持ちの方が乳幼児の場合、ご本人は乗車券を購入いただく必要はありません。
- 手帳に「第2種」の記載がある場合、同伴の介護者割引は行いません。

② 割引となる乗車券類

- 普通乗車券

おひとりで乗車する場合、片道の営業キロが100キロメートルまでの場合は割引しません。

手帳に「第1種」の記載がある方で同伴の介護者がいる場合は、介護者も割引になります。介護者がいる場合は、片道の営業キロが100キロメートル以内でも割引になります。

- 定期乗車券、普通回数乗車券、普通急行券
乗車券購入時にお問い合わせください。

③ 利用にあたって

列車を利用する際にも手帳を持参し、係員から提示を求められた場合は提示してください。

(2) 私鉄・地下鉄等その他鉄道路線の運賃割引

JR以外の私鉄(民営鉄道)も、基本的にJRの運賃割引制度に準じて割引を行っています。ただし、鉄道会社により取扱が異なる場合がありますので、詳細については各鉄道会社にお問合せください。

自治体や公団が運営している地下鉄も、独自に運賃割引基準を設けている場合がありますので、詳細は各地下鉄運営事業団にお問合せください。

2. バス運賃の割引

(各バス会社等)

(1) 対象者

「1の(1) JRグループの運賃割引」に準じて割引対象者が決められています。
精神障害者保健福祉手帳所持者も対象となります。

(2) 割引率

通常運賃に対して5割引(定期乗車券の場合は3割引、小児定期は対象外です)

(3) 取扱区間

各バス停留所間

※ 身体障害者手帳・療育手帳所持者に距離制限はありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者は県内での乗降車時に限ります。

(4) 手続き

乗車券の購入又は料金支払いの際に、係員や運転手に手帳を提示します。

3. 乗船運賃の割引

(乗船券販売所等)

(1) 対象者

① 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者

(精神障害者保健福祉手帳所持者を対象にしている場合もあります)

② 介護者

(上記障害者が第1種身体障害者または第1種知的障害者である場合、障害者1人につき1人の介護者が割引対象となります。)

(2) 適用の範囲・条件

① 障害者単独で割引を受ける場合 … 2等船室運賃のみ割引となります。

② 第1種身体障害者、第1種知的障害者が介護者とともに割引を受ける場合
… 全等級の運賃について割引となります。

※ 詳しくは各乗船券販売所等にお問合せください。

(3) 割引率

通常運賃に対して5割

(4) 手続き

乗船券の購入又は料金支払いの際に、手帳を提示の上、所定の様式に記入してください。

4. 航空運賃の割引

(各航空会社等)

(1) 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び介護者(満12歳以上)

※ 割引率、手続き等については各航空会社で異なりますので、各窓口にお問合せください。

5. 有料道路通行料金の割引

(1) 対象者

- ① 身体障害者が自ら運転する乗用自動車等
- ② 第 1 種身体障害者若しくは第 1 種知的障害者が乗車しその移動のために介護者が運転する自動車等

※ 対象となる車両の条件があります。

※ レンタカーや他人名義の車を運転する場合、また、タクシーに乗車する場合（第 1 種障害者のみ）も対象です。

※ 詳細は市障害福祉課へお問合せください。

(2) 割引率

50%以内

(3) 申請窓口

- ・市障害福祉課
- ・オンライン申請（自動車を事前登録のうえ ETC 利用申請される場合のみ可能）
※マイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要です。

(4) 申請・変更・更新手続き

障害者割引を受けるためには、事前に申請が必要です。ETC 利用申請をされる場合は、自動車 1 台と ETC カード及び ETC 車載器の登録も必要になります。

必要書類	手続き内容	
	ETC を利用する場合	ETC を利用しない場合
障害者本人の手帳	○	○
自動車車検証	○	×
ETC カード（障害者本人名義）	○	×
ETC 車載器セットアップ 申込書・証明書等	○	×
運転免許証 （障害者本人が運転される場合）	○	○

※18 歳未満の重度の障害者で、本人以外の運転による割引を受ける場合に限り、親権者又は法定後見人名義の ETC カードも対象になります。

※自動車や ETC カード等の変更がある場合は、随時変更申請が必要です。

(5) 利用方法

ETC を利用しない場合：料金所で一般レーンを通過し、料金所で手帳を提示します。

ETC を利用する場合：料金所で ETC レーンを通過します。

※ 必ず事前登録が必要です。

(6) 有効期限

- ・新規申請の場合は申請日から 2 回目の誕生日までが有効期限となります。
- ・有効期限の 2 か月前から更新手続きができます。有効期限の前日までに更新申請をした場合は、その日から 3 回目の誕生日までが有効期限です。（最長 2 年 2 か月）。

6. 第2種身体障害児通院時有料道路利用料金の助成

通院の際に利用した有料道路利用料金の半額を助成します。

(10円未満の端数は切り捨て)

(1) 対象者

防府市に住所を有し、身体障害者手帳第2種の交付を受けている18歳未満の障害児。

(2) 申請窓口

市障害福祉課

(3) 手続き

該当する有料道路利用料金を支払った月の翌日から起算して1年以内に、当該通院に係る医療費の領収書及び有料道路利用料金の領収書を窓口を持参してください。

※ 医療費の領収書が受けられない場合は、通院証明書を持参ください。

7. タクシー運賃の割引

(1) 対象者

身体障害者手帳若しくは療育手帳所持者

※ 精神障害者保健福祉手帳は割引対象とはなりません。

※ タクシー運賃割引カード（ニコニコカード）をお持ちの場合、どちらかの割引が適用となります（併用不可）。

(2) 割引率

タクシー運賃の10%

※ 詳しくは各タクシー会社にお問合せください。

(3) 手続き

乗車もしくは支払の際に、運転手に手帳を提示します。

8. タクシー利用料金の助成（福祉タクシー利用券の交付）

(1) 対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

(2) 申請窓口

市障害福祉課

(3) 助成内容

1回の乗車につき

①支払金額が1,000円未満の場合500円（1枚）

②支払金額が1,000円以上の場合500円（1枚）又は1,000円（2枚）

※ 利用者が選択できます。

※ 防府市の指定を受けたタクシー会社でのみ利用可能です。

(4) 配布数

原則1人年間1冊（最大50枚）

人工透析を受けており、自動車税又は軽自動車税を減免されておらず、医療機

関による送迎を受けていない場合は複数冊交付が可能です。

週 1 回通院 年間 2 冊 (最大 100 枚)

週 2 回通院 年間 4 冊 (最大 200 枚)

週 3 回通院 年間 6 冊 (最大 300 枚)

※7月以降に申請された場合は、申請月に応じて交付枚数が減ります。

※「7. タクシー運賃の割引」と併用が可能です。

(5) 手続き

対象となる障害者手帳を市障害福祉課窓口にお持ちください。

※人工透析を受けており、複数冊交付を希望される場合は、併せて通院証明書（市の様式）をお持ちください。

(6) 有効期限

年度末（3月31日）

9. 高齢者等バス・タクシー運賃助成券

(1) 対象者

下記のいずれかに該当する人

① 70歳以上で運転免許証を持っていない人

（小型特殊自動車の免許のみを持っている人は対象）

② 65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人

③ 身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所有している人

※「8. タクシー利用料金の助成」と、この制度の両方を受けることはできません。

(2) 助成内容

利用券の交付（交付枚数は申請月により変わります）

①、②のいずれかを選べます。

① バスのみ 最大 96 枚

100 円引／1 枚

② バス・タクシー兼用 最大 48 枚

バス 200 円引／1 枚

タクシー 2 割引／1 枚

※ タクシー運賃が 1,000 円以下の場合は 200 円引

(3) 申請窓口

市政策推進課（1号館 1階 電話 25-2119 FAX 25-2193）

※手続き内容により必要なものが異なりますので、事前に市政策推進課にお問い合わせください。

10. NHK放送受信料の減免

カラーテレビ及び衛星カラーテレビの受信料について全額免除又は半額免除されます。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する場合に限ります。

① 全額免除

身体・知的・精神の手帳所持者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税非課税の場合

② 半額減免

・住民基本台帳法による世帯主（以下、世帯主）が、NHKの受信契約者で身体障害者手帳を所持する視覚障害者又は聴覚障害者である場合

・世帯主が、NHKの受信契約者で重度の障害者（身体障害者手帳【1～2 級】、療育手帳【A】、精神障害者保健福祉手帳【1 級】）である場合

※ 障害者が施設入所等で自宅にいない場合は、自宅の受信料は免除の対象になりません。

※ 生活保護受給者や戦傷病者手帳所持者も免除の対象になることがあります。

(2) 申請窓口

市障害福祉課等

(3) 手続き

障害者手帳と印鑑を市障害福祉課にお持ちください。

※ 受信料や免除制度の詳細は、NHK山口放送局（電話083-921-3711）までお問合せください。

11. 公共施設等の利用料等の割引制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が、博物館や美術館、公園、映画館等の各種公共施設を利用する場合、その利用料等について減免又は免除の適用を受けることが可能な場合があります。割引制度の有無や割引率等は各施設により異なりますので、直接施設にお問合せください。

12. 郵便料の減免等

(1) サービスの種類

① 点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック

大型の点字図書等を内容とする荷物および郵便事業株式会社が指定する施設と聴覚に障害のある方との間で受発されるビデオテープその他の録画物を内容とする荷物を送付することが出来るサービスです。

② 心身障害者用ゆうメール

郵便事業株式会社に届け出のあった図書館と障害のある方との間で図書を閲覧するために受発することができるサービスです。

(2) 問合せ先

郵便局

13. 青い鳥郵便葉書の無償配布

重度の身体障害者又は重度の知的障害者の方に対し、「通常郵便葉書（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り）」もしくは「通常郵便葉書胡蝶蘭（無地またはインクジェット紙）」

の中からいずれか一種類を 20 枚無償で配布されます。

(1) 対象者

- ① 身体障害者手帳【1、2 級】所持者
- ② 療育手帳【A】所持者

(2) 手続き

お近くの郵便局（簡易郵便局除く）に身体障害者手帳又は療育手帳を持参の上、申し込みます。

※ 郵送でのお申し込みも可能です。

※ 詳細は郵便局にお問合せください。

14. やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

歩行が困難な身体障害者や重度の知的障害者、重度の精神障害者、介護が必要な高齢者や妊産婦等に対し、山口県が認定した障害者専用駐車スペース「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用する為の利用証を交付する制度です。全国の制度導入都道府県の協力施設の駐車場でも利用可能です。

(1) 対象者

下記のいずれかの条件に該当する人で、歩行や乗降が困難な人

① 身体障害者

身体障害者手帳の障害名欄の等級が次に該当する人

- ・ 視覚障害 1～4 級
- ・ 聴覚又は平衡機能障害（聴覚障害） 2、3 級
- ・ 聴覚又は平衡機能障害（平衡機能障害） 3、5 級
- ・ 肢体不自由（上肢） 1～4 級
- ・ 肢体不自由（下肢） 1～6 級
- ・ 肢体不自由（体幹） 1～3、5 級
- ・ 脳病変による運動機能障害（上肢機能） 1、2 級
- ・ 脳病変による運動機能障害（移動機能） 1～6 級
- ・ 心臓機能障害 1、3、4 級
- ・ じん臓機能障害 1、3、4 級
- ・ 呼吸器機能障害 1、3、4 級
- ・ ぼうこう又は直腸機能障害 1、3、4 級
- ・ 小腸機能障害 1、3、4 級
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～4 級
- ・ 肝臓機能障害 1～4 級

② 知的障害者

療育手帳【A】所持者

③ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳【1 級】所持者

④ 高齢者

要介護認定者【要介護 1～5】

- ⑤ 難病患者
特定疾患医療受給者証所持者
 - ⑥ けが人
けがにより、車椅子や杖等を使用している人（診断書必要）
 - ⑦ 妊産婦
妊娠 7 か月～産後 1 年までの人（産後は乳児同乗の場合のみ適用、母子健康手帳必要）
 - ⑧ その他、診断書等により駐車場の利用について配慮が必要と認められる人
- (2) 申請窓口
市障害福祉課、市健康増進課（保健センター）
- (3) 手続き
障害者手帳等をお持ちください。

15. NTT 無料電話番号案内（ふれあい案内）

「104」番の電話番号案内の情報料が無料となります。

- (1) 対象者
各種手帳の交付を受けている心身障害者のうち、次のいずれかに該当する人
- ① 身体障害者
 - ・視覚障害【1～6 級】所持者
 - ・肢体不自由【1、2 級】所持者
(上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合に限ります)
 - ※ 上記障害と他障害との重複の場合、総合等級で判断します。
 - ② 療育手帳所持者
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- (2) 手続き
NTT に直接お申し込みください。
(フリーダイヤル 0120-104174、平日 午前 9 時～午後 5 時)

16. 携帯電話障害者割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、申し込みにより、本人名義の携帯電話料金の割引が適用されます。割引率や手続きの方法等については携帯電話各社により異なりますので、携帯電話各社（携帯電話販売店）に直接お問合わせください。

17. 緊急告知防災ラジオ無償配布

緊急告知防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）とは、災害などの緊急時に防災行政無線の放送（避難情報など）を FM わっしょいの電波などを利用して自動受信する防災専用ラジオです。障害者手帳所持者がいる世帯は、無償配布の対象となります。

※ 平時は AM・FM ラジオとしても使用できます。

※ 電源 OFF でも防災行政無線の放送を自動的に受信し、最大音量で放送します。

(1) 手続き

市防災危機管理課、市障害福祉課、出張所、公民館にて、備え付けの申請書でお申し込みください。

税の減免等

1. 所得税、市・県民税（住民税）

特別障害者控除（所得税、市・県民税） 本人、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者（注）の場合、所得金額から右の額を控除します。	所得税	400,000 円
	市・県民税	300,000 円
障害者控除（所得税、市・県民税） 本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者（特別障害者を除く）の場合、所得金額から右の額を控除します。	所得税	270,000 円
	市・県民税	260,000 円
同居特別障害者控除（所得税、市・県民税） 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、かつ本人、配偶者又は本人と生計を一つにするその他の親族のいずれかと同居している場合、特別障害者控除額に右の額を加算します。	所得税	350,000 円
	市・県民税	230,000 円
障害者の非課税限度額（市・県民税） 障害者であって、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の方は、市・県民税は非課税です。		
利子所得等の非課税（所得税） ※ 各金融機関にてご相談ください 障害者の下記に係る利子等については非課税です。 ① 元本合計額 350 万円以下の預貯金、合同運用信託、有価証券等 ② 額面合計額 350 万円以下の国債及び地方債		

（注）特別障害者とは、次のいずれかに当てはまる人です。

- (1) 身体障害者手帳 1、2 級所持者
- (2) 療育手帳 A 所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- (4) 満 65 歳以上で重度の障害があり、重度の障害者手帳認定等級に準ずるものとして、市町村長等や福祉事務所長の認定を受けた人
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受けており、障害の程度が恩給法に定める特別項症～第 3 項症に該当する人
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている人
- (7) 前年の 12 月 31 日の現況で引き続き 6 ヶ月以上に渡り、身体障害により寝たきりの状態で複雑な介護を必要とする人
- (8) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人

※ 成年被後見人は、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものとして、特別障害者に該当します。

※ 障害者控除等の適用を受ける為には、確定申告（所得税が非課税の場合は市・県民税申告）、又は年末調整が必要です。（利子所得割等については各金融機関にご相談ください。）

2. 自動車税及び環境性能割

(1) 障害者本人が運転する場合

障害区分		手帳の等級	1	2	3	4	5	6
視覚障害								
聴覚障害								
平衡機能障害								
音声機能障害				※1				
上肢不自由								
下肢不自由								
体幹不自由								
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能(※2)							
	移動機能							
心臓機能障害								
じん臓機能障害								
呼吸器機能障害								
ぼうこう又は直腸機能障害								
小腸機能障害								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害								
肝臓機能障害								
精神障害者								
知的障害者			療育手帳の障害の程度が「A(重度)」					

(2) 同一生計者、常時介護者が運転する場合

障害区分		手帳の等級	1	2	3	4	5	6
視覚障害								
聴覚障害								
平衡機能障害								
上肢不自由								
下肢不自由								
体幹不自由								
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能(※2)							
	移動機能(※3)							
心臓機能障害								
じん臓機能障害								
呼吸器機能障害								
ぼうこう又は直腸機能障害								
小腸機能障害								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害								
肝臓機能障害								
精神障害者								
知的障害者			療育手帳の障害の程度が「A(重度)」					

(注) 自動車の名義は障害者本人及び障害者と生計を一つにする人

※1 喉頭摘出者に限る

※2 両上肢に障害がある人に限る

※3 両下肢に障害がある人に限る

※ 身体障害者で二つ以上の障害が重複する場合には、身体障害者手帳の「身体障害者等級による級別」欄の等級により判定します。

3. 軽自動車税及び環境性能割

(1) 障害者本人が運転する場合

障害区分	手帳の等級	1	2	3	4	5	6
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
音声機能障害				※1			
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
上肢機能障害			※2				
移動機能障害							
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸機能障害							
小腸機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							
精神障害者							
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A（重度）」					

(2) 同一生計者、常時介護者が運転する場合

障害区分	手帳の等級	1	2	3	4	5	6
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
上肢機能障害			※2				
移動機能障害				※3			
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸機能障害							
小腸機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							
精神障害者							
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A（重度）」					

(注) 自動車の名義は障害者本人及び障害者と生計を一つにする人

※1 喉頭摘出者に限る

※2 両上肢に障害がある人に限る

※3 両下肢に障害がある人に限る

※ 身体障害者で二つ以上の障害が重複する場合には、身体障害者手帳の「身体障害者等級による級別」欄の等級により判定します。

4. 個人事業税

重度の視力障害者（失明又は両眼の視力が0.06以下の方）があんま、マッサージ、指圧、はりきゅう、柔道整復その他医業に類する事業を個人で営む場合は、個人事業税は非課税となります。

(1) 申請窓口

県税事務所

5. 相続税

障害者が相続又は遺贈により財産を取得した相続人である場合は、障害の程度及び年齢に応じて相続税の税額が減額されます。

(1) 申請窓口

税務署

6. 贈与税

特定障害者の生活費等に充てる為の財産の信託について、贈与税の非課税の制度があります。

特定障害者とは、①特別障害者（P.48（注）参照）、②特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方をいいます。

(1) 申請窓口

税務署

7. 税務関係機関

税金の減免等に関する相談や申請等については、下記の機関にて受付します。

名称	所在地	電話/FAX
防府税務署 (所得税、相続税、贈与税)	防府市緑町一丁目2番12号	電話：22-1400(代)
山口県税事務所 (自動車税、環境性能割、 個人事業税)	○自動車税(その他)・個人事業税 山口市神田町6番10号 (山口総合庁舎1階)	山口県税事務所 電話(083)925-3111 FAX(083)925-4149
	○自動車税・環境性能割(新規登録) 山口市葵一丁目5番58号 (山口県税事務所自動車税課)	県税事務所自動車税課 電話(083)922-7691 FAX(083)922-7695
防府市課税課 (市・県民税、軽自動車税)	防府市寿町7番1号(4号館2階)	電話 25-2169 FAX 25-2250

障害福祉サービス・障害児通所支援

1. 障害福祉サービス

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、総合的に支援する制度です。平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法により、制度の谷間のない支援を提供する観点から障害者総合支援法の障害者の定義に「難病患者等」が追加されました。

(1) 対象者

下記のいずれかに該当する人

- ① 障害者手帳（身体・療育・精神障害者保健福祉）の交付を受けている人
- ② 自立支援医療（精神通院医療）の適用を受けている人
- ③ 医師意見書・診断書等により障害内容が確認できる人（身体障害者は除く）
- ④ 難病患者等

(2) 障害福祉サービスの支援内容

- ① 介護給付…日常生活上又は療養上の必要な介護を行います。
- ② 訓練等給付…各種リハビリテーションや就労・生活訓練等を行います。
- ③ 地域相談支援給付…施設や病院に長期間入所・入院していた障害者が地域での生活に移行する為の準備等について支援をしたり、単身で居宅生活している障害者に対し連絡・相談等のサポート体制を整えます。
- ④ 計画相談支援給付…サービス等利用計画の作成等を行います。

※ 各サービスの種類や対象については、P.53 以降参照

(3) サービス利用の手続き

① 相談・申請

市障害福祉課又は指定相談支援事業所に相談や申請をします。

② 調査

市は申請に基づき、対象者への 80 項目の聞き取り調査などを行います。

③ 障害支援区分の認定

調査結果により、審査・判定が行われ、必要な支援の度合に応じて障害支援区分が決められます。（介護給付の場合は主治医への意見書の作成依頼が必要となります）また、訓練等給付、地域相談支援給付、地域生活支援事業の給付の利用を希望される場合は、障害支援区分の判定は行われません。

④ サービス等利用計画案の提出

相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼します。計画案完成後、指定相談支援事業者が市に提出します。

⑤ 支給決定

サービスの支給を決定し、水色のサービス受給者証を交付します。

⑥ サービス利用開始

受給者証受領後、ご本人が希望するサービスを提供する事業者や施設を選び、契約によりサービス利用を開始します。

(4) 利用者負担

原則として、利用者の自己負担はサービスにかかる費用の1割ですが、世帯の収入状況等により、月額負担上限額が設定されます。

※ 地域相談支援給付事業、計画相談支援給付事業の利用者負担はありません。

○ 利用者負担額表（障害者）

区分	所得区分	利用者上限額（円）
生活保護	生活保護世帯	0
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般①	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※20歳以上の入所施設、グループホーム利用者を除く。	9,300
一般②	上記以外	37,200

※ 世帯の範囲は障害者とその配偶者

(5) サービスの種類・内容

① 介護給付事業（日常生活上又は療養上必要な介護サービスを行います）

サービス種類	サービス内容	対象	障害支援区分
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅での食事、家事、通院等の介護援助を行います。	すべて	区分1以上 （身体介助を伴う通院等介助については区分2以上）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。	すべて	区分4以上
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。	身・難 （視覚障害）	不要 （必要に応じて区分判定を行います）
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難が生じる人に危険回避の為に必要な援護、外出支援を行います。	知・精	区分3以上
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人で意思の疎通を図ることが困難な方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	すべて	区分6
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、入所による支援を行います。	すべて	区分1以上

療養介護	常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	身・難	区分 5 以上 (ALSの場合は区分 6)
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	すべて	50 歳未満：区分 3 以上 (施設入所の場合、区分 4 以上) 50 歳以上：区分 2 以上 (施設入所の場合、区分 3 以上)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	すべて	区分 4 以上 (50 歳以上の場合は区分 3 以上)

※ 対象欄：身（身体障害）、知（知的障害）、精（精神障害）、難（難病患者等）

※ 市内にはサービス提供事業者がないものもあります。

② 訓練等給付事業（リハビリや就労・生活訓練等を行います）

サービス種類	サービス内容	対象
自立訓練 （機能訓練）	自立した生活が送れるように、身体機能、生活能力の向上の為に訓練を行います。	すべて
自立訓練 （生活訓練）	自立した生活が送れるように、生活能力の向上の為に訓練を行います。	すべて
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）対象者で、日中に一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人に、地域生活に向けて一定期間、居住の場を提供し、生活能力等の向上の為に訓練を行います。	すべて
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の為に訓練を行います。	すべて
就労継続支援 A型	一般企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労可能な 65 歳未満の人（利用開始が 65 歳未満）に就労場所の提供及び支援を行います。	すべて
就労継続支援 B型	一般企業等への雇用に結びつかなかった人や 50 歳以上の人で、生産活動に係る知識及び能力向上が期待できる人に、就労場所の提供及び支援を行います。	すべて

就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	すべて
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	すべて
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行います。	入浴・排せつ又は食事等の介護を伴う場合は、障害支援区分の認定手続が必要となる場合があります。

※ 市内にはサービス提供事業者がないものもあります。

③ 地域相談支援給付事業（地域生活についての相談・訪問等の支援を行います）

サービス種類	サービス内容	対象
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者・精神疾患で病院に入院している精神障害者及び保護施設、矯正施設等を退所する障害者等に住居の確保その他の地域における生活に移行する為の相談その他必要な支援を行います。	すべて
地域定着支援	居宅で単身生活している障害者に常時の連絡体制を整え、緊急事態等での相談・訪問を行います。	すべて

④ 計画相談支援給付事業（サービス等利用計画の作成等を行います）

※ すべてのサービス利用対象者に実施されます。

サービス種類	サービス内容	対象
サービス利用支援	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。	すべて
継続サービス利用支援 (モニタリング)	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス利用計画の見直しを行います。	すべて

2. 障害児通所支援

療育や訓練が必要な児童に対して、身近な地域で必要な支援をする、児童福祉法に基づく制度です。平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法により、制度の谷間のない支援を提供する観点から、児童発達支援等の児童通所支援についても対象に「難病患者等」が追加されました。

なお、障害児入所支援については、引き続き都道府県が支給決定等を行います。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する児童が対象となります。

- ① 障害者手帳（身体・療育・精神障害者保健福祉）の交付を受けている児童
- ② 自立支援医療（精神通院医療）の適用を受けている児童
- ③ 特別児童扶養手当支給の対象となっている児童
- ④ その他市が障害のある者として認定した児童
- ※ 医師の意見書・診断書等が必要です。
- ⑤ 難病患児
- ※ 特定疾病受給者証や医師の意見書・診断書が必要です。

(2) 障害児通所支援の支援内容

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	小・中・高生を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校に在籍する児童に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※ 市内にはサービス提供事業者がないものもあります。

(3) サービス利用の手続き

- ① 相談・申請
市障害福祉課又は指定障害児相談支援事業者に相談・申請を行います。
- ② 調査
申請受理後、市の職員が障害児本人及び保護者に聞き取り調査やサービス利用に関する意向を聴取します。

③ 障害児支援利用計画案の提出

保護者は、別途、指定障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成を依頼します。指定障害児相談支援事業者は計画案完成後、市に提出します。

④ 支給決定

サービスの支給を決定し、黄緑色のサービス受給者証を交付します。

⑤ サービス利用開始

受領後、障害児本人又は保護者が希望するサービスを提供する事業所や施設を選び、契約によりサービス利用を開始することとなります。

(4) 利用者負担

原則として、利用者の自己負担はサービスにかかる費用の1割ですが、世帯の収入状況等により、月額負担上限額が設定されます。

なお、満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者負担は発生しません。

○ 利用者負担額表（障害児）

区分	所得区分	利用者上限額（円）
生活保護	生活保護世帯	0
低所得	市町村民税非課税世帯	0
一般①	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	4,600
一般②	上記以外	37,200

※ 世帯の範囲は、障害児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業

障害者や障害児、難病患者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で効果的かつ効率的なサービスを行うことができるように市町村毎に実施を定める事業です。

本市においては、地域生活支援事業として下記の事業を実施しております。詳細は市障害福祉課までお問合せください。

2. 相談支援事業

障害者（児）や対象となる難病患者やその家族等からの様々な相談（生活、仕事、支援等に関する事）を受け付け、相談者が必要とする様々な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用に関する援助、各専門機関との連携等により、障害者（児）が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように基本相談支援を行います。相談料は無料です。

(1) 対象者

障害者（児）・対象となる難病患者

(2) 相談窓口

- | | | |
|------------------|------------|-------------|
| ① 防府市障害者生活支援センター | 電話 38-6200 | FAX 25-2864 |
| ② クローバーセンター | 電話 27-3003 | FAX 27-3004 |
| ③ ゆめサポート相談所 | 電話 28-7110 | FAX 28-7377 |

3. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者で、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、制度の利用を支援し、これらの障害者の権利擁護を図ります。

(1) 対象者

障害福祉サービスを利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者で、必要経費の一部について助成を必要とする人

(2) 申請窓口

市障害福祉課

4. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）に対し、手話通訳者や要約筆記者等を設置又は派遣し、手話通訳や要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図り、社会生活上必要なコミュニケーションの支援を行います。

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けた聴覚又は音声機能もしくは言語機能障害を有する障害者（児）

(2) 申請窓口

市障害福祉課

5. 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得するために手話奉仕員を養成研修します。

(1) 対象者

- ① 市内に住所を有する人
- ② 市内で働き、もしくは学ぶ人
- ③ 市内で事業活動その他の活動を行う人

(2) 申請窓口

市障害福祉課

6. 日常生活用具等給付事業（P.34 参照）

7. 移動支援事業

屋外での単独で移動が困難な障害者（児）や対象となる難病患者に対し、社会生活上での外出（買い物等）や余暇活動等の社会参加の為の外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や、通学、通所等長期に渡る外出等は除く）の際に、円滑に外出できるよう、常時介護可能な状態で付き添い、移動を支援します。

(1) 対象者

- ① 単独での外出が困難な重度の視覚障害者
- ② 重度の全身性肢体障害者
- ③ 付き添いが必要な知的障害者や精神障害者
- ④ 屋外での移動が困難な障害児 等

※ 重度訪問介護や行動援護等の介護給付（P.53 参照）等により外出の支援を受けられる人や、介護者等から外出の支援を受けられる人は対象外です。

(2) サービス利用の流れ

申請後、市では、本人の障害の程度や心身状況等について聞き取り調査を行い、支給の可否や支給量について決定します。支給決定後、障害者や障害児の保護者は市登録事業者と契約し、サービスの利用を行います。

(3) 申請窓口

市障害福祉課

8. 地域活動支援センター機能強化事業

障害者や対象となる難病患者に対し、地域の実情に応じて、手芸講座や陶芸教室等の創作的活動や、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進の場を提供する、地域活動支援センター（防府市身体障害者福祉センター）の機能の充実を図り、障害者等の生活支援の促進を図る事業です。

防府市身体障害者福祉センターでは、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者や難病患者に対し、機能回復訓練や言語訓練、茶道講座や華道講座等の社会適応訓練、更生相談（生活及び医療相談）等のサービスを行っています。

(1) 対象者

①障害者（児）

②対象となる難病患者

(2) 利用時間・料金

利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分（休：土・日・祝日・年末年始）

利用料金 4時間未満50円、4時間以上100円

(3) 申請窓口

市障害福祉課

9. 日中一時支援事業

障害者及び障害児（福祉施設等に入所又は入院中の場合は除きます）や対象となる難病患者を、日中に介護する人がいない場合に、登録事業者施設で日中に一時的に預かり、障害者及び障害児を見守り、社会に適応する為の日常的な訓練を行います。

(1) 対象者

①障害者（児）

②対象となる難病患者

(2) サービス利用の流れ

申請後、市では、本人の障害の程度や心身状況等について聞き取り調査を行い、支給の可否や支給量について決定します。支給決定後、障害者や障害児の保護者は、市登録事業者と契約し、サービスの利用を行います。

(3) 申請窓口

市障害福祉課

10. 訪問入浴サービス事業

自力での入浴が困難な在宅の全身性障害者や対象となる難病患者に対し、事業者が訪問し、全身入浴や清拭、洗髪、血圧・脈拍等を測定する健康管理処置、健康相談等を行うサービスです。本人が介護保険の適用を受けられる場合は、原則として、本サービスの利用はできません（本人の心身状況等により、例外として利用できる場合があります）。

(1) 対象者

自力での入浴が困難な在宅の心身障害者、対象となる難病患者
（障害児についても認定する場合あり）

(2) サービス利用の流れ

申請後、市では、本人の障害の程度や心身状況等について聞き取り調査を行い、支給の可否や支給について決定します。支給決定後、市登録事業者と契約し、サービスの利用を行います。

(3) 申請窓口

市障害福祉課

11. 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等により、居宅生活が困難な障害者（常時介護や医療が必要な方は除きます）が、生活の場として、低額な料金で居室等の設備を利用できる「福祉ホーム」の運営に関する助成を行い、障害者の自立の促進と社会復帰を目的とする事業です。本施設は生活の場を提供するものである為、食事の提供や清掃業者への委託は行っておりませんので、個人で食事や清掃、洗濯等ができる方が入居対象となります。また、本施設には管理人がおり、生活上での相談等の受付を行っています。

防府市には、精神障害者を対象とした、「きわの里」があります。利用については、施設に直接お問合せください。

(1) 対象者

家庭環境や住宅事情により居宅生活が困難な障害者（常時介護が必要な人を除く）

(2) 問合せ先

きわの里（医療法人貴和会）防府市大字高井 22 番地の 2 電話（0835）22-0759

12. 生活訓練事業

障害者等に対し、日常生活必要な訓練や指導を行い、社会復帰の促進を図る事業です。本市では、生花教室や体験学習等を開催しています。

(1) 対象者

視覚障害者、聴覚障害者

13. 社会参加支援事業

(1) レクリエーション活動等事業

スポーツや芸術文化活動、レクリエーション等を通じ、障害者や障害児の社会参加の促進を図る事業です。本市では、障害者スポーツ交流事業や、梨狩り等のレクリエーションを企画しています。

① 申請窓口

市障害福祉課

(2) 点字広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障害者（希望者のみ）に対し、点字や音声の市広報の発行を行なっています。

点字市広報は、月1回のペースで発行しており、希望者に送付しています。音声市広報は、月に2回発行しており、希望者に送付しています。こちらは貸出が可能です。

① 申請窓口

市障害福祉課

(3) 点訳奉仕員養成研修事業

視覚障害者が文字を解読する上で必要な点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成研修します。

① 申請窓口

市身体障害者福祉センター

その他の福祉

これまでにご紹介しました障害者・障害児の福祉制度以外にも、公営住宅の入居の優先措置や介助用自動車改造費の助成制度、補助犬の給付制度等、様々な福祉制度が設けられております。

1. 公営住宅の入居

障害の等級・程度により、優先入居の対象となりますので、詳細は市建築課等までお問合せください。

2. 自動車運転免許取得助成事業

障害者が自動車運転免許証（A T限定普通自動車運転免許を含み、第1種運転免許に限ります）を取得することに要する費用の一部を助成する事業です。適用を受けるためには、自動車学校を卒業する前に市障害福祉課に申請をしてください（卒業後の申請は助成対象となりません）。

(1) 対象者

下記のいずれかの条件を満たしており、過去に運転免許を取得後、自己の責任において当該免許を失効させていないか当該免許取り消しの行政処分を受けていない人

- ① 市内に住所を有する障害者手帳の交付を受けている人で普通自動車運転免許の取得により社会参加が見込める人
- ② 市内に住所を有しないが、市から援護を受けている人

(2) 助成額（下記のいずれかが助成額となります）

- ① 技能教習が延長した場合や検定不合格の場合の補習（延長）料金及び、再検定料（限度額：3万円）
- ② 受障に伴い、所持している普通自動車運転免許に運転することができる自動車の種類（A T車等）の限定を追加する講習料金（限度額：3万円）

(3) 申請窓口

市障害福祉課

(4) 申請書類

- ① 障害者自動車運転免許取得等助成申請書
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- ③ 限定条件を付された自動車運転免許証の写し（お持ちの場合）

3. 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障害者が自ら運転する為に行う自動車改造に要する費用の一部を助成します。適用を受けるためには、自動車を改造する前に市障害福祉課に申請することが必要です。

(1) 対象者（下記の条件全てに該当する身体障害者）

- ① 身体障害者手帳を所持する障害者本人又は生計同一者が車を所有し、本人が自ら運転する車の操向装置、駆動装置等の一部を改造しなければ、運転操作ができない人
- ② 本人又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年（申請が 1 月から 5 月までの間にあった場合は前々年）の所得金額が特別障害者手当の所得限度額（P.24 参照）を超えない人
- ③ 過去に本助成事業を利用したことがある場合、利用後 7 年以上経過していること（新たに障害を有することになった場合等は除きます）

(2) 助成額

自動車の改造に要する費用（改造自動車を購入する場合、改造のない同型車との差額）の範囲内（限度額 10 万円）

(3) 申請窓口

市障害福祉課

(4) 申請書類

- ① 身体障害者用自動車改造費助成申請書
- ② 運転免許証の写し
- ③ 身体障害者手帳の写し
- ④ 自動車改造費見積書

4. 身体障害者介助用自動車改造費助成事業

重度の身体障害者の介護人が運転する自動車の改造経費の一部を助成します。

(1) 対象者（下記の条件全てに該当すること）

- ① 重度の身体障害者（下肢障害 1、2 級、体幹機能障害 1、2 級または移動機能障害 1、2 級）で車椅子等を使用しなければ外出困難な障害者（18 歳未満の身体障害児含む）を乗せてその介護者が運転する車であること
- ② 前年（1 月から 7 月の申請に関しては前々年）の市民税が非課税（税額控除前）の世帯であること
- ③ 過去に本助成事業の適用を受けていないか、又は適用を受けて 7 年以上経過していること

(2) 対象となる自動車改造

- ① 身体障害者が車椅子等に乗ったまま安全に乗降でき、かつ、車椅子等を固定可能な装置を設ける改造
- ② 身体障害者が自動車の座席に容易に移乗することが可能になるように、座席を回転かつ昇降させることを可能にする改造
- ③ 上記の改造に加え、身体障害者が自動車の座席に座ったまま自動車を離れ、自由に移動できるように、座席を脱着させることができるようにし、かつ、車輪を取り付ける改造
- ④ 上記の改造が施された自動車を購入する場合

(3) 助成額

当該自動車の改造に要した費用（既に改造された車を購入する場合は、改造のない同型車の購入費との差額）の 2 分の 1 に相当する金額（限度額：20 万円）

(4) 申請窓口

市障害福祉課

(5) 申請書類（改造に着手する前に申請をお願いします）

- ① 身体障害者介助用自動車改造費助成申請書
- ② 自動車改造費見積書
- ③ 自動車検査済証の写し（改造済の車を購入する場合は購入後に提出）
- ④ 身体障害者手帳の写し

5. 在宅心身障害者等紙おむつ給付事業

市民税非課税世帯に属する在宅心身障害者等（65歳未満）に対し、紙おむつ券を給付することにより、日常生活の便宜を図るとともに、その介護者の介護を容易にし、経済的な負担を軽減します。

(1) 対象者

次の全てに該当する人

- ① 市民税非課税世帯に属している人
- ② おおむね3歳以上65歳未満の在宅心身障害者（児）で、恒常的に紙おむつを使用している人
- ③ 身体障害者手帳所持者で、体幹機能障害又は下肢機能障害1級、2級の認定を受けている人、又は療育手帳Aを所持している人

(2) 給付額

10,000円×4回/1年

(3) 申請窓口

市障害福祉課

6. 119番通報FAX

119番にFAXを送信することで、消防車や救急車を呼ぶことができます。

(1) 対象者

電話による119番通報が困難な人
（聴覚・言語に障害のある人など）

(2) 利用方法

右記を記載し、119番に送信してください。

※ 問合せは消防本部通信指令課（電話 24-0119）

※ 消防本部通信指令課のホームページから、119番通報用紙をダウンロードすることもできます。

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 火災か・救急か |
| 2 | 住所（災害場所） |
| 3 | あなた（通報者）の名前 |
| 4 | 年齢・性別 |
| 5 | 通報に使用しているFAX番号 |
| 6 | 災害の状況 |

7. NET119

音声による119番通報が困難な人が、登録することで携帯電話等を利用して、簡単に消防本部等に119番通報できるシステムです。

(1) 対象者

聴覚や言語に障害がある市内在住者

(2) 手続き

市消防本部、市障害福祉課にて、備え付けの申請書で申し込みます。携帯電話等をお持ちください。

8. 防府市電話・FAX配信サービス

登録すると、避難情報や避難所の開設情報等緊急のお知らせ（防災行政無線や防災ラジオにより配信する情報と同様）を電話・FAXでお知らせします。

※ 登録・通信料は無料です。

※ 登録は、身体障害者手帳（視覚・聴覚）所持者で市内に居住している人に限ります。

(1) 手続き

市防災危機管理課・市障害福祉課にて、備え付けの申請書で申し込みます。

9. 携帯型ヒアリングループシステム貸出制度

携帯型ヒアリングループシステムとは、配置したループアンテナ内で受信機能付き補聴器や専用受信機を利用することによって、集団の中で音声を聞き取りやすくする装置です。マイクからの音声が、受信機能付き補聴器や専用受信機に直接伝わることで、周囲の騒音・雑音に邪魔されずに、目的の声だけを正確に聞き取ることができます。

(1) 対象者

- ① 市内に居住する聴覚障害者及び難聴者（身体障害者手帳の有無は問いません）
- ② 市内に所在する聴覚障害者及び難聴者団体
- ③ 市内で開催する催事の主催者
- ④ 市内に所在する聴覚障害者及び難聴者に対する支援団体

(2) 利用料

無料（ただし、電気代、電池代等は利用者負担）

(3) 申請窓口

市障害福祉課

(4) 申請書類

防府市携帯型ヒアリングループシステム貸出申請書
（市ホームページからもダウンロードできます）

10. 療育相談会

乳幼児の心身の発達の遅れや障害を出来るだけ早く発見し、早期治療、訓練等を行うため療育相談会を開催し、適切な助言・指導を行います。

(1) 申請窓口

市健康増進課

11. サポートファイルの配布

障害者や支援が必要な人の特性や、日常生活における関わり方、相談機関での記録、学校・施設での支援計画などを綴るファイルを配布します。

(1) 対象者

市内在住の成長・発達が気になる子ども、障害者とその保護者

(2) 配布場所

市障害福祉課

児童発達支援センター防府市なかよし園（電話 22-7667）

12. 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、健康状態に異常があった場合は関係機関等への連絡を行います。

(1) 対象者

市内に在住するおおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者又は障害者であって、「食」の自立支援の観点からサービスを利用することが適切と認められる人

(2) 問合せ

市高齢福祉課在宅支援係（電話 25-2973）

13. 防府市高齢者等緊急通報体制整備事業

安心して在宅生活を送れるよう、緊急通報装置（24 時間 365 日対応可能なオペレーターがいる受信センターに連絡できる装置）を貸与します。

(1) 対象者

次のいずれかにあてはまる人

- ① おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する者
- ② 75 歳以上の高齢者のみで世帯を構成している者
- ③ 重度心身障害者のみで世帯を構成している者
- ④ おおむね 65 歳以上の慢性疾患等を有する高齢者又は重度心身障害者等であり、同居する家族が日中不在であること等により、緊急時の通報が困難であると認められる者

(2) 問合せ

市高齢福祉課在宅支援係（電話 25-2973）

14. 郵便等による不在者投票制度

身体の重い障害などにより投票に行けない人が、郵便又は信書便で投票を行うことができる制度です。身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの人で、次のような障害や介護状態区分にある方が対象になります。

(1) 対象者

- 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方

手帳の種類	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	1 級もしくは 2 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1 級もしくは 3 級
	肝臓・免疫機能障害	1 級から 3 級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹機能障害	特別項症から第 2 項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症

- 介護保険の被保険者証をお持ちの方

保険証の種類	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	要介護 5

(2) 手続の流れ

① 郵便等投票証明書の交付申請

事前に、対象者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。上記要件が確認できるもの（身体障害者手帳等）と郵便等投票証明書交付申請書（署名必要）を選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会（以下、選管）に提出します。
⇒証明書は、後日郵便等で送付されます。

② 投票手続

- ①で取得した郵便等投票証明書と投票用紙請求書（署名必要）を選管に提出します。
⇒後日、投票用紙と投票用封筒が送付されます。
- 自宅等現在する場所で投票用紙に候補者名等を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名します。
- 郵便等により選管に送付します。

◆郵便等による不在者投票における代理記載制度

(1) 対象者

上記の認定に加えて、次の認定を受けている人は、郵便による不在者投票において代理記載による投票をすることができます。

手帳の種類	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚機能障害	1 級
戦傷病者手帳	上肢・視覚機能障害	特別項症から第 2 項症

(2) 手続の流れ

基本は上記と同じです。郵便等投票証明書の申請時に「代理記載」の方法による投票を行うための申請書を提出すれば、申請書への署名が不要となります。また、同時に代理記載人となるべき方の届出も必要となります。

なお、投票時の封筒への署名は、代理記載人のものとなります。

※ 詳細は市選挙管理委員会事務局(4号館2階 電話 25-2174)へお問合せください。

15. 駐車禁止除外指定車の標章の交付

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち一定の障害を有する方で歩行が困難な人、戦傷病者手帳を所持し恩給法に定める症状に該当する人、療育手帳の「A（重度）判定」の認定を受けている人、色素性乾皮性で小児慢性特定疾患児童手帳を所持している人及び精神障害者保健福祉手帳の「1 級」の認定を受けている人が利用する自動車（1 台に限る）に対して、「駐車禁止除外指定車標章」を交付し、公安委員会が指定する駐車禁止場所において駐車を認める制度です。

※ 詳細については警察署（防府市に住民登録されている方は防府警察署）にてご相談ください。

16. 身体障害者補助犬給付事業

視覚障害等により身体の不自由な人に、補助犬を給付する事業です。補助犬の種類として、目が不自由な人の歩行をサポートする「盲導犬」、体が不自由な人の日常生活動作をサポートする「介助犬」、耳が不自由な人に音を知らせる「聴導犬」があります。

給付の対象となる身体障害者は、視覚障害 1 級、肢体の障害 1 級又は 2 級、聴覚障害 2 級又はこれに準ずる人等です。また、給付に当たり、補助犬との共同訓練等が必要です。

(1) 申請窓口

市障害福祉課（申請期間については、別途防府市ホームページに掲載します）

※ 事業の具体的な内容等については、県障害者支援課（電話（083）933-2765）までお問合せください。

(2) 身体障害者補助犬相談窓口

県障害者支援課及び各健康福祉センターでは、補助犬についての相談窓口を設置しています。防府市の相談窓口は、山口健康福祉センターとなります（防府支所には窓口がないのでご注意ください）。補助犬使用や受け入れ側施設からのトラブル等の相談に

ますので、ご利用ください。

山口健康福祉センター・保健福祉企画室

山口市吉敷下東三丁目1番1号 電話(083)934-2528

17. 相談支援事業等（県実施分）

障害者の権利擁護に関する相談や、障害児の生活等の相談支援を受け付ける事業です。

※ 詳細は県障害者支援課までお問合せください。

(1) 障害者110番運営事業<障害者ホットライン>

障害者の権利擁護に関する相談受付や支援を行う為、常設の相談窓口として、「山口県障害者社会参加推進センター」を設置しています。

① 相談窓口

山口県障害者社会参加推進センター

山口市大手町9番6号 ゆ〜あいプラザ内 電話(083)928-5580

受付時間：月・火・木・金 午前10時～午後4時（※夏季休暇、年末年始を除く）

(2) 発達障害者支援センター運営事業

自閉症児（者）をはじめとする発達障害児（者）等に対する相談支援や就労支援等を行います。

① 相談窓口

山口県発達障害者支援センター まっぴ

山口市吉敷下東四丁目17-1 電話(083)902-2680

受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）

午前9時15分～正午12時 午後1時～午後4時30分

(3) 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者本人やその家族の障害に関する様々な悩み等についての相談支援や医療機関等との連携を強化する取り組みを行います。

① 相談窓口

山口県立こころの医療センター 高次脳機能障害支援センター

宇部市東岐波4004-2 電話(0836)58-1218

受付時間：月～金曜日（年末年始、祝日除く） 午前9時～午後5時

18. 意思疎通支援関連（県事業分）

市が実施する意思疎通支援事業の他に、県が実施する意思疎通関連の支援事業があります。県が実施している事業については、以下のとおりです。

※ 詳細は県障害者支援課までお問合せください。

(1) 意思疎通支援者派遣事業

聴覚障害者が、都道府県間を移動する時にその目的地で必要となる手話通訳者等を確保できるよう調整・支援を行います。

(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

重度の盲ろう者の意思疎通の仲介や移動支援（市が実施する移動支援事業で支援事業者

から適用を受けられる場合は対象外)を行う盲ろう者通訳・介助員の派遣を行います。

19. 生活訓練関連事業（県実施分）

障害者が自立した日常生活を送ることが可能になるように、歩行訓練やストーマ用装具の使用訓練、発声訓練等の生活訓練を行い、自立の援助となる機会を提供します。

県が実施する（運営等は他機関に委託しています）生活訓練関連事業には、下記の事業があります。

※ 詳細は県障害者支援課までお問合せください。

(1) 視覚障害者生活訓練事業

視覚障害者を対象に、家事管理、点字指導、盲人用具の使用方法等の講習を実施します。

(2) オストメイト社会適応訓練事業

ストーマ用装具の使用方法、職業生活等の講習を実施します。

(3) 音声機能障害者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障害者の社会復帰を支援する為、食道発声や人工喉頭による発声訓練を行います。

(4) 中途失明者歩行訓練等事業

重度の中途失明者に対し、社会復帰に必要な訓練を行います。

(5) 本人活動支援事業

知的障害者自身が企画・立案していく場を設け、自ら活動を実施する取り組みを支援します。

20. 障がい児（者）歯科診療事業

一般歯科診療で治療が難しい人は、ご相談ください。

(1) 相談窓口

山口県口腔保健センター（山口県歯科医師会館内）

山口市吉敷下東一丁目4番1号 電話（083）928-8020（代）

診療日：月・火・木曜日（祝祭日除く） ※ 予約制

受付時間：午後1時～

21. あいサポート運動

皆さんに障害の内容・特性や、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解してもらい、障害のある人への配慮やちょっとした手助けを行ってもらう運動です。特に内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある人、義足や人工関節を使用している人など、「外見からは援助を必要としていることが分からない人」が援助を得やすくなるよう、身につけることで援助を必要としていることを示すマークがあります。希望者には無料（配送希望の場合は要送料）で配布しています。

(1) 問合せ

県障害者支援課

電話 (083) 933-2760 FAX (083) 933-2779

サポートマーク



22. ヘルプマークの配付

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。ヘルプマークを付けている人を見かけた場合は、援助や配慮をお願いします。

(1) 対象者

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする人

(2) 申請窓口

市障害福祉課・健康増進課



社会福祉協議会の事業

防府市社会福祉協議会では、障害者・障害児やその家族の支援の為に、以下の事業を行っています。詳細は、社会福祉協議会事務局までお問合せください。

【お問合せ先】

防府市社会福祉協議会事務局

〒747-0026 防府市緑町一丁目9番2号（防府市文化福祉会館内）

電話（0835）22-3907 FAX（0835）25-1388

1. 有料在宅福祉サービス事業（住民参加型）

自助、互助の精神を基にした会員制による有料の家事援助サービスで、身体障害者（児）が日常生活で家事援助を必要とする世帯に、協力会員を派遣します。

利用料 600円／1時間

2. 福祉車両（車いす同乗車）貸出事業

日常的に車いすを使用する人が、公共の交通機関や一般の車両では外出等が困難な場合に貸し出しを行います。また、家族や親族に福祉車両を運転する人がいない場合は「福祉車両運転ボランティア」の紹介を行います。

利用料 無料（※ただし、走行距離に応じた燃料を補給しての返却が必要です）

3. 車いす・松葉杖・杖貸出事業

在宅で、車いす、松葉杖、杖が必要な人に、一時的に貸し出しを行います。

利用料 無料

4. 手話、要約筆記、点字及び音声訳ボランティア育成事業（社会参加支援事業）

聴覚障害者や視覚障害者とコミュニケーションを図るには手話及び点字等の特殊な技術が必要なことから、その技術を取得するボランティアの育成と技術ボランティアグループの活動を支援します。

市内のボランティアグループの例

- ・防府手話サークル梅の会（手話通訳、聴覚障害者との交流活動）
- ・防府手話同好会（手話通訳、聴覚障害者との交流活動）
- ・防府点訳青い鳥の会（点訳、視覚障害者との交流活動）
- ・翠の会（音声訳、視覚障害者との交流活動）
- ・防府市要約筆記サークルたまご（中途失聴・難聴者への要約筆記活動）

5. 新規障害者手帳取得者への支援

新たに身体障害者手帳の1級又は療育手帳のA(重度)の交付を受けた65歳未満の人が、自らの障害を克服し、積極的な社会参加や自立が実現できるよう応援し、見舞金(10,000円)を支給します。

6. 障害者福祉啓発セミナーの開催

ノーマライゼーションの理念に基づく「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、広く市民へ障害者福祉についての理解と認識を深めるとともに、障害者(児)へのボランティア活動や障害者(児)自身の自立と社会参加を促進します。

7. 各種障害者スポーツ大会等の支援

防府市障害者体育大会や車いすバスケットボール大会、ふうせんバレーボール大会等の障害者スポーツ大会の開催を支援します。

8. 生活福祉資金貸付事業

他から必要な資金の融資を受けることが困難な障害者世帯に対して、その居住地の民生委員の相談、援助を通して貸付を行います。

資金の種類

福祉資金(日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用)

9. 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

在宅、施設及び病院等で生活している人で、日常生活上の判断が十分できない方や日常生活に不安がある人が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理等を支援します。

利用料 1,870円/1回(1時間程度)

10. 障害福祉団体活動の推進

防府市障害福祉団体連合会と市内の各障害者福祉団体の活動を支援します。

11. 精神保健に関する事業の推進

精神障害者が可能な限り地域で暮らせるよう、精神障害者への正しい理解を普及・啓発するとともに当事者団体を支援します。

防府市障害福祉団体連合会団体長名簿

(令和5年4月1日現在)

氏名	所属	電話番号
中村 信也	防府市障害福祉団体連合会 (防府市身体障害者福祉センター内)	電話 23-6625
中村 信也	防府市身障福祉会	電話・FAX 29-0837
正長 市子	防府市肢体不自由児父母の会	電話 22-6932
池田 朝子	防府市手をつなぐ育成会	電話・FAX 23-3867
世良 千恵	防府市原爆被害者の会	電話 23-7632
赤井 正志	防府市聴覚障害者福祉会	FAX 050-3488-9309
横山 利雄	防府市腎友会	電話 23-4795

市内の身体障害者・知的障害者相談員

(令和5年4月1日現在)

相談員種別	氏名	電話番号
身体障害者相談員	赤井 正志	FAX 55-4918
	久米 文人	電話 38-3640
	佐藤 ちよ子	電話 23-8839
	末富 啓二	電話 24-0172
	中村 信也	電話 29-0837
	山根 洋二	電話 21-6612
	田村 多峰男	電話 29-2882
知的障害者相談員	高橋 好敏	電話 36-0102
	賀谷 智子	電話 21-1556

障 害 の 範 囲

身体障害者福祉法が対象としている身体障害者の範囲は次に掲げたとおりです。

1. 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- (1) 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ 0.1 以下のもの
- (2) 一眼の視力が 0.02 以下で、他眼の視力が 0.6 以下のもの
- (3) 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
- (4) 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの

2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- (1) 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解できない程度）以上のもの
- (2) 一耳の聴力レベルが 90 デシベル（耳介に接しなければ大声が理解できない程度）以上で、他耳の聴力レベルが 50 デシベル（1 メートル以上の距離で発声された会話を理解できない程度）以上のもの
- (3) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
- (4) 平衡機能の著しい障害

3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- (1) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
- (2) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

4. 次に掲げる肢体不自由

- (1) 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- (2) 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又は人さし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- (3) 一下肢をリスフラン関節（足の甲のあたり）以上で欠くもの
- (4) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (5) 一上肢のおや指の機能の著しい障害又は人さし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められるもの

5. 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害で永続し、かつ、日常生活が著しく制限を受けると認められるもの

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別		1級	2級	3級	4級
視覚	視力	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視野点数が70点以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話言語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
音声機能又は言語機能の障害	音声機能			音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
	言語機能				
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をシヨバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	歩行機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

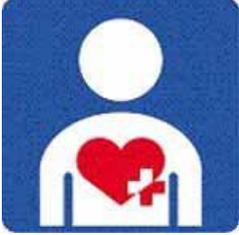
級別		5級	6級	7級	
視覚障害		1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視野点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
	平衡機能障害	平衡機能の著しい障害			
言語機能又はコミュニケーション機能の障害					
肢体不自由	上肢	1 両上肢のおや指の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	
	下肢	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリフスラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に対して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹	体幹の機能の著しい障害			
	病変11月の運動機能障害	上肢障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	1級	2級	3級	4級	備考	
心臓・じん臓・呼吸器・両眼・両耳又は両上肢又は両下肢の機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	<p>1 7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるびし下瑞までを計測したものをいう。</p> <p>2 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>3 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 異なる等級において2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>6 同一の等級において二つの重複する障害がある場合は、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>7 二つの重複する障害が特に本表中に指定せられていないものは、該当等級とする。</p>	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	両上肢又は両下肢の機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）		肝臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

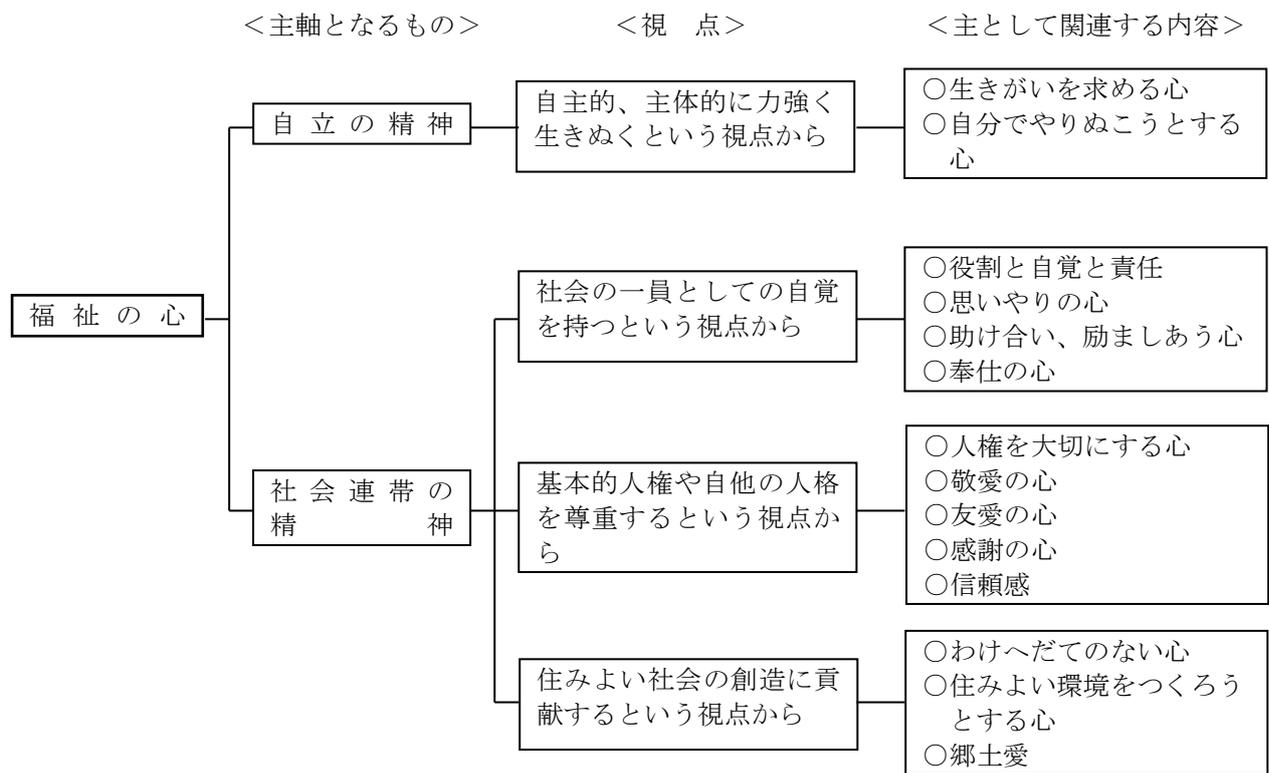
障害者に関するマークについて

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

名称	概要等	連絡先
障害者のための国際シンボルマーク 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表わすための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523 
身体障害者標識 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課
聴覚障害者標識 	<p>聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁 TEL:03-3581-0141 (代)
盲人のための国際シンボルマーク 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願い致します。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885 

名称	概要等	連絡先
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されてるマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p> 
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパート、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬は体の不自由な人の体の一部となって働いています。お店の入り口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている人を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111 (代) FAX:03-3503-1237</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解・御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL:03-3221-6673 FAX:03-3221-6674</p> 
<p>ハートプラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用している人を見かけた場合は、内部障害への配慮について御理解・御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL:052-718-1581</p> 

名称	概要等	連絡先
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター TEL:052-218-2154 FAX:052-218-2155</p> 
<p>「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク</p>  <p>(社会福祉法人日本盲人会 連合推奨マーク)</p>	<p>白杖を頭上 50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障害者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら進んで声をかけ、サポートして下さい。</p> <p>※駅のホームや路上で視覚障害者が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613</p> 
<p>サポートマーク</p> 	<p>障害者への配慮やちょっとした手助けを促進するため、特に内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある人、義足や人工関節を使用している人など、「外見からは援助を必要としていることが分からない人」が援助を得やすくなるよう、身につけることで援助を必要としていることを示すマークです。</p> <p>このマークを着用している人を見かけた場合は、外見からは援助を必要としていることが分からない人への配慮について御理解・御協力をお願いします。</p>	<p>山口県障害者支援課 TEL:083-933-2765 FAX:083-933-2779</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない人が周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。</p> <p>このマークを着用している人を見かけた場合は、外見からは援助を必要としていることが分からない人への配慮について御理解・御協力をお願いします。</p>	<p>山口県厚政課 TEL:083-933-2724 FAX:083-933-2739</p>



われわれは身体の機能に障害をもつことになった。
 肉体の一部はわれわれのすべてではない。
 みがけば知恵は無限であろうし技術の権威をもつこともできよう。
 みずからのうちにひそむ、より偉大なものを見出そう。
 現実にもてる力はさらに伸長しよう。
 今日の苦難は飛躍の前の収縮なのである。
 磨きあってたち上がる。
 励ましあって行こう。



防府市社会福祉協議会	防府市緑町一丁目9番2号	22-3907
防府市障害福祉団体連合会	防府市鞠生町12番2号 防府市身体障害者福祉センター内	23-6625